

川崎市障害者虐待対応マニュアル

【Ver.3.0】

川 崎 市

令和4年1月

はじめに

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成23年6月14日に衆議院、17日に参議院においてそれぞれ全会一致で可決されました。

この法律の目的は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、虐待の禁止、予防と早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより障害者の権利利益の擁護に資すること、とされています。

この目的を実現するために、この法律では国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課するとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課しています。

障害者虐待の態様や背景事情は様々であり、その対応方法も態様で、場合によっては、通報・届出・相談を受けたときに、生命の危険に係る緊急性の判断やその対応を求められることも想定されます。

この対応マニュアルでは、厚生労働省作成のマニュアル等をふまえ、対応する職員が実際に現場で活用できるよう、初動対応を中心に、対応時に気をつけるべきこと、具体的な事務手続き上の留意事項を整理しています。

川崎市において、障害者虐待対応に携わる方におかれましては、このマニュアルを各々の現場で活用していただければ幸いです。

< 目次 >

第1章 法の解説・障害者虐待の定義	1
1 法律の構成、解説	
2 虐待の種類・内容とその例示	
第2章 障害者虐待の対応	17
1 養護者による虐待への対応	
（1）相談・通報、届出の受付 【障害者虐待発見チェックリスト】	
（2）相談・通報等の受理、緊急性の判断	
（3）安全確認、事実確認	
（4）個別ケース会議	
（5）関係機関による個別支援計画に基づく対応	
（6）定期的な訪問等によるモニタリング	
（7）ケース会議による評価	
（8）対応の終結	
※障害者虐待への対応に関する専門機関の役割	
2 障害者福祉施設従事者等による虐待への対応（本市ケースの場合）	
（1）相談・通報、届出の受付	
（2）相談・通報等の受理、緊急性の判断	
（3）情報収集、事実確認	
（4）個別ケース会議	
（5）指導監査対応方針の検討	
（6）関係機関による支援の実施	
（7）社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使	
3 障害者福祉施設従事者等による虐待への対応（本市ケースでない場合）	
（1）相談・通報、届出の受付	
（2）相談・通報等の受理、緊急性の判断	
（3）情報収集、事実確認	
（4）個別ケース会議	
（5）指導監査対応方針の検討	
（6）関係機関による支援の実施	
4 利用者による虐待への対応	
（1）相談・通報、届出の受付	
（2）相談・通報等の受理、緊急性の判断	
（3）情報収集、事実確認	
（4）個別ケース会議	
（5）その後の対応	

第3章 緊急対応の判断	51
第4章 立入調査	55
1 立入調査とは	
2 警察への援助要請	
3 立入調査にあたっての留意事項	
第5章 やむを得ない事由による措置・面会の制限	59
1 やむを得ない事由による措置とは	
2 面会の制限	
3 措置後の対応	
4 措置の解除	
5 措置による障害福祉サービス等の利用に係る利用者負担額	
第6章 成年後見制度・日常生活自立支援事業	63
1 成年後見制度	
2 日常生活自立支援事業	
第7章 養護者の支援	69
第8章 身体拘束	73
第9章 資料	77

第 1 章 法の解説・障害者虐待の定義

1 法律の構成、解説

障害者虐待防止法は、平成23年6月17日に議員立法によって可決・成立し、平成24年10月1日から施行されました。正式名称は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」で、障害者虐待の防止、被虐待者の保護だけでなく、**虐待をしている養護者への支援も法律に盛り込まれています**。また、対象となる虐待について「養護者」、「障害者福祉施設従事者」、「使用者」による障害者虐待の3類型に分類しています。

以下では、本法律における用語の定義や考え方で重要と思われる条項について、必要な部分を抜粋し、解説します。

第1章 総則（第1条から第6条）

第1章では、本法律の目的や、言葉の定義、その他基本的な事項が定められています。

第1条では、本法律の目的として、「国等の責務」や、「虐待を受けた障害者に対する保護」、「養護者による障害者虐待の防止に資する支援」のための「措置」を定め、障害者の権利擁護を図ることが定められています。

第2条では、本法律の用語を定義しています。ここでは、障害者とは、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義されています。同号では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、**障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です**（対応の初期段階では、障害者であることが判然としない場合もありますが、そうした場合でも、適切に対応することが重要です）。また、ここでいう障害者には18歳未満の者も含まれます。

【障害者の定義（厚生労働省発出のQ&Aから）】

（問い）

障害者虐待防止法における「障害者」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「障害者」と定義されているが、障害者基本法における「その他の心身の機能の障害」とは、どのような障害が対象となるのか。

（答え）

- 障害者基本法の定義では、難病等に起因する障害など、必ずしもそのまま身体障害、精神障害、知的障害のいずれかの類型に当てはまらないものについても、「その他の心身の機能の障害」として含まれるものと整理されている。
- これらに該当するか否かについて、いずれの手帳も取得していない場合には、当事者や家族などからの聞き取りに基づき、例えば、自立支援医療や特定疾患医療の受給者証や診断を受けた根拠となるものの確認、診断を受けた医師に本人から問い合わせを行っていただくなどの確認方法が考えられる。

別表1 障害者福祉施設従事者等に該当する施設・事業（第2条第4項）

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ のぞみの園 	
障害福祉サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業 ・ 一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センターを営営する事業 ・ 福祉ホームを営営する事業 ・ 障害児相談支援事業 ・ 障害児通所支援事業 	<p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助</p> <p>児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅型訪問児童発達支援及び保育所等訪問支援</p>

虐待者については、次のとおり分類しています。

① **「養護者」**（同条第3項）

身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等

② **「障害者福祉施設従事者等」**（同条第4項）（該当する施設・事業は、別表1参照）

障害者総合支援法等に規定する障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する人

③ **「使用者」**（同条第5項）

障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他の事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする人

また、養護者による「虐待」となる行為として、Ⅰ身体的虐待、Ⅱ性的虐待、Ⅲ心理的虐待、Ⅳネグレクト、Ⅴ経済的虐待に分類しています（同条第6項）。

ここで、「養護者」の定義をもう少し詳しく見てみると、「**障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの**」とされています。養護するとは、同居が条件ではなく、現に身辺の世話をしていることと考えられており、**近所に住んで当該障害者の日常的な世話をしているような親族や知人は、養護者となります**。また、経済的虐待については、養護者のみならず、障害者の親族による行為が含まれます（同条第6項第2号）。

【他の法律との関係（別表2参照）】

「養護者による虐待」のうち、18歳未満の障害児に対する養護者虐待は、総則など一般的な規定や養護者の支援については障害者虐待防止法に規定されていますが、通報に対する

虐待対応については、児童虐待防止法が適用されます。

別表2 障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

	在宅 (養護者・保 護者)	福祉施設					企業	学校 病院 保育所
		障害者総合支援法		介護保 険法等	児童福祉法			
		障害福祉 サービス 事業所 (入所系、日 中系、訪問 系、GH等 含む)	相談支援 事業所	高齢者 施設	障害児 通所支援 事業所	障害児 入所施設 等 ※3		
18歳未満	児童虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (児相) ※1			—	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な権 限行使 (都道府県 市町村)	改正児童 福祉法 ・適切な権 限行使 (児相) ※4	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	
18歳以上 65歳未満	障害者虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (都道府県市 町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (都道府県市 町村)	— 【特定疾 病40歳 以上】	20歳まで ※2 —	20歳まで —	— ・適切な権 限行使 (都道府県 労働局)	障害者虐 待防止法 ・間接的防 止措置 (施設長)
65歳以上	障害者虐待 防止法 高齢者虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)			高齢者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (都道府県市 町村)	—	—	—	

※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用されます。

なお、配偶者からの暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（いわゆるDV法）も対象になります。

※2 放課後等デイサービスのみ、20歳まで障害者虐待防止法施行規則(省令)の適用。

※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等を指します。

※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象となります。

「障害者福祉施設従事者等による虐待」のうち、高齢者関係施設の入所者に対する虐待については、65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用されます。

また、児童福祉施設のうち、障害児入所施設等の入所者に対する虐待については、18歳以上の障害者に対するものも含めて改正児童福祉法が適用され、それ以外の障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所の利用者に対する虐待については、障害者虐待防止法施行規則(省令)が適用されます。

「使用者による虐待」については、年齢に関わらず、障害者虐待防止法が適用されます。

第3条では、「何人も障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定され、広く虐待行為が禁止されています。同条で禁止されている虐待は、「障害者虐待」より範囲が広いと考えられます。

第4条（国及び地方公共団体の責務等）では、国や地方公共団体に対して、虐待が発生したときの適切な保護と支援、虐待に対応するための体制整備、障害者虐待に関する広報及び啓発活動を行うことなどを義務づけています。

第5条（国民の責務）、第6条（障害者虐待の発見等）では、それぞれ、国民や、福祉関係者、医療関係者そして法律関係者などが障害者虐待の防止・早期発見に協力する責務が定められています。

第6条第2項では、具体的に、障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、早期発見に努めなければならないと規定されており、また同条第3項では、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならないと規定されています。事実確認等の調査を行っていく際には、必要に応じて、関係機関に対しては、協力することが義務であることを説明していく必要があります。

第2章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等（第7条から第14条）

第2章では、養護者による在宅障害者への虐待の防止と、養護者の支援についての市町村や、その他、協力機関の役割について規定されています。特に、立入調査や面会制限などの措置は、本法律の特徴的な行政の権限です。また、本章は、在宅障害者の虐待防止、虐待障害者の支援、養護者の支援を行っていくうえで、関係機関の役割について記述されており、本法律の核になる部分でもあります。

第7条、第8条（養護者による障害者虐待に係る通報等）では、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、市町村に通報しなければならない（義務）と規定されました。このときの通報や障害者から養護者による障害者虐待を受けた旨の届出は、刑法の秘密漏示罪などによっては妨げられないと解されています。

第9条（通報等を受けた場合の措置）、第10条（居室の確保）では、市町村が虐待の通報又は届出を受けたときは、速やかに事実確認や障害者虐待対応協力者と協議すること、また、虐待により生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合は虐待を受けた者を一時的に保護するため、障害者支援施設等に入所させるなど、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく措置権限を適切に行使すること、そして、虐待を受け

た者を保護するための居室を確保するための措置を講ずることなど、市町村の役割が定められています。

第11条（立入調査）、第12条（警察署長に対する援助要請等）では、本法律で市町村長の権限として定められている「立入調査」と、その際の警察への協力要請などについて定められています。

第13条（面会の制限）では、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法上の措置などで、虐待を受けた障害者を障害者支援施設等や指定医療機関へ措置入所させた際などの、養護者との面会制限について規定されています。

第14条（養護者の支援）では、市町村は養護者に対して、相談・指導・助言のほか、養護者の負担を軽減するために必要な措置を講ずることや、一時的に障害者が養護を受けるための居室を確保するための措置を講ずることが規定されています。

第3章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等（第15条から第20条）

第3章では、障害者福祉施設従事者等による虐待について、施設設置者又は事業主が防止措置を講ずることや、発見した際の通報義務、通報職員の秘密保持、通報を受けた際の市町村の措置などが規定されています。

第15条では、虐待防止の措置として、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業を行うものが、障害福祉施設従事者等に対しての研修の実施や苦情処理体制を整備することが規定されています。

第16条では、障害者福祉施設従事者等による虐待を発見した際の市町村への通報義務が定められています。また、虐待を受けている者からの市町村への届出の規定がなされています。養護者による虐待と同じように、刑法の秘密漏示によっても、同様に妨げられないとされています（ただし、虚偽、過失は除外）。そして、これら通報した従事者等への解雇その他不利益な取扱いを禁止しています。

第17条では、市町村が虐待の通報、届出を受けた際に、その障害者福祉施設等の所在地、発生状況などについて、都道府県に報告することが定められています。

第18条では、市町村や都道府県の職員が、通報者、届出をしたものを特定できるような情報を他へ漏らしてはいけないという、秘密保持の義務が規定されています。

第19条では、市町村や都道府県が通報、届出、報告を受けた際は、障害者福祉施設従事

者等による虐待の防止並びに障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法や障害者総合支援法などによる権限を適切に行使する旨規定されています。

第4章 使用者による障害者虐待の防止等（第21条から第28条）

第4章では、使用者による虐待について、使用者が防止措置を講ずることや、発見した際の通報義務、通報職員の秘密保持、通報を受けた際の市町村、都道府県、都道府県労働局の措置などが規定されています。

第21条では、虐待防止の措置として、障害者を雇用する事業主が労働者に対しての研修の実施や苦情処理体制を整備することが規定されています。

第22条では、使用者による虐待を発見した際の市町村又は都道府県への通報義務が定められています。また、虐待を受けている者からの市町村又は都道府県への届出の規定がなされています。養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待と同じように、刑法の秘密漏示によっても、同様に妨げられないとされています（ただし、虚偽、過失は除外）。そして、これら通報した労働者への解雇その他不利益な取扱いを禁止しています。

第23条、第24条では、市町村が虐待の通報、届出を受けた際に、その事業所の所在地、発生状況などについて、都道府県に通知し、都道府県は事業所を管轄する都道府県労働局に報告することが定められています。

第25条では、市町村、都道府県、都道府県労働局の職員が、通報者、届出をしたものを特定できるような情報を他へ漏らしてはいけないという、秘密保持の義務が規定されています。

第26条では、都道府県労働局が報告を受けた際は、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、使用者による虐待の防止並びに障害者の保護及び自立の支援を図るため、報告に係る都道府県と連携を図りつつ、障害者の雇用の促進等に関する法律、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律などによる権限を適切に行使する旨規定されています。

第5章 就学する障害者等に対する虐待の防止等（第29条から第31条）

第5章では、学校、保育所、医療機関において、虐待防止の措置として、関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、虐待に関する相談に係る体制を整備することが規定されています。

第6章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター（第32条から第39条）

第6章では、市町村において、虐待に関する通報や届出を受理し、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言し、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報等を行う、障害者虐待防止センターに関する規定と、都道府県において、使用者による虐待に関する通報や届出を受理し、障害者虐待防止及び養護者支援に関する情報を収集・分析し、提供することなどを行う障害者権利擁護センターに関することが規定されています。

第32条では、市町村虐待防止センターの機能として、

- ① 障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は市町村が設置する施設において、養護者、障害者福祉施設従事者等及び使用者による虐待の通報又は虐待を受けている障害者からの届出を受理すること、
- ② 障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと、
- ③ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うことが規定されています。

第33条では、市町村障害者虐待防止センターの業務について、その全部又は一部を市町村障害虐待対応協力者のうち適当と認められるものに委託することができることが規定されています。

第34条、第35条では、市町村及び障害者虐待防止センターの業務の委託を受けた者は、障害福祉又は権利擁護に関し専門的知識を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならないと、また、市町村は、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならないと、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう配慮しなければならないと規定されています。

第36条では、都道府県障害者権利擁護センターの機能として、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は都道府県が設置する施設において、使用者による虐待の通報又は虐待を受けている障害者からの届出を受理すること、市町村相互間の連絡調整、市町村や関係機関に対する情報提供、助言、必要な援助を行うこと、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うことなどが規定されています。

第37条では、都道府県障害者権利擁護センターの業務について、その全部又は一部を市町村障害虐待対応協力者のうち適当と認められるものに委託することができることが規定されています。

第38条、第39条では、都道府県及び障害者権利擁護センターの業務の委託を受けた者

は、障害福祉又は権利擁護に関し専門的知識を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない、都道府県は、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう配慮しなければならないと規定されています。

第7章 雑則（第40条から第44条）

第7章では、市町村虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センター等の周知に関すること、国及び地方公共団体は障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう居住の場所の確保、就業の支援などの施策を講ずること、国が障害者虐待の防止や虐待障害者の保護及び養護者の支援などについての調査研究を行うことについて定めています。

また、市町村申立てによる審判の請求、そして成年後見制度の利用促進など、障害者の権利擁護のために適切な措置を取ることなどが規定されています。

第8章 罰則（第45条から第46条）

第8章では、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターの委託を受けた者が、守秘義務違反を犯したとき及び第11条第1項の規定による立入調査に対して、正当な理由なく拒否した場合の罰則について定めています。

附則（第1条から第4条）

附則では、本法律の施行日が平成24年10月1日とされています。第2条では、学校、保育所など、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方等について、3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討及び必要な措置を講ずる旨がうたわれています。

2 虐待の種類・内容とその例示

厚生労働省が作成した「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」から養護者による虐待を中心に障害者虐待防止法の規定する障害者への虐待の具体例を引用しました。

(1) 身体的虐待（第2条第6項第1号イ）

【定義】障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

【内容】暴力や体罰によって、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。

【具体例】

- 平手打ちする、殴る、蹴る、壁に叩きつける、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけど・打撲させる。
- 身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど）
- 医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する、移動させるときに無理にひきずる、無理やり食事や飲み物を口に入れる。

(2) 性的虐待（第2条第6項第1号ロ）

【定義】障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

【内容】性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心から同意かどうかを見極める必要がある）

【具体例】

- 性交、性器への接触、性的行為を強要する、裸にする、キスする。
- 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話をする。
- わいせつな映像を見せる。
- 人前で排泄行為をさせる。
- 性器を写真に撮る。

(3) 心理的虐待（第2条第6項第1号ハ）

【定義】障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

【内容】脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。

【具体例】

- 「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- 仲間に入れない、侮蔑を込めて子ども扱いする、人格をおとしめるような扱いをする。
- 話しかけているのに意図的に無視する。
- 排泄交換や片付けをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視して、トイレに行けるのに

おむつをあてたり、食事の全介助をする。

- ・ 家族や親族、友人等との団らんから排除する。

(4) ネグレクト（放棄・放任）（第2条第6項第1号ニ）

【定義】 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による(1)から(3)までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

【内容】 食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療を受けさせない、などによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。

【具体例】

- ・ 食事や水分を十分与えない、食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している。
- ・ あまり入浴させない、汚れた服を着させ続けている。
- ・ 排泄の介助をしない、髪や爪が伸び放題。
- ・ 室内の掃除をしない、ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる。
- ・ 病気やけがをしても受診させない、学校に行かせない。
- ・ 必要な福祉サービスを受けさせない、制限する。
- ・ 同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する。

(5) 経済的虐待（第2条第6項第2号）

【定義】 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を受けること。

【内容】 本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

【具体例】

- ・ 年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する。
 - ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
 - ・ 本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。
- * 経済的虐待は、その主体を「養護者」だけに限定せず、「障害者の親族」にまで拡大させています。ここでいう「親族」とは、6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族をいいます（民法725条）。「養護者又は障害者の親族」以外による同様の虐待は、財産上の不当取引による被害の防止等を定めた法第43条や民法、刑法などの一般法の適用により対応します。

* 「障害者福祉施設従事者等」虐待について（第2条第7項）

- ・ 心理的虐待の定義において、「不当な差別的言動」についても虐待に該当し、
- ・ ネグレクトの定義において、「他の利用者」からの身体的・性的・心理的虐待行為と同様の行為の放置について虐待に該当すると規定されています。

* 「使用者」による虐待について（第2条第8項）

- 心理的虐待の定義において、「不当な差別的言動」についても虐待に該当し、
- ネグレクトの定義において、「他の労働者」からの身体的・性的・心理的虐待行為と同様の行為の放置について虐待に該当すると規定されています。

3 虐待行為と刑法について

厚生労働省が作成した「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」にも掲載されていますが、障害者虐待は、その行為の内容によって刑事罰の対象となる場合があります。

(1) 身体的虐待

殺人罪（刑法第199条）、傷害罪（刑法第204条）、暴行罪（刑法第208条）
逮捕監禁罪（刑法第220条）

(2) 性的虐待

強制わいせつ罪（刑法第176条）、強制性交等罪（刑法第177条）
準強制わいせつ、準強制性交等罪（刑法第178条）

(3) 心理的虐待

脅迫罪（刑法第222条）、強要罪（刑法第223条）、名誉棄損罪（刑法第230条）
侮辱罪（刑法第231条）

(4) 放棄・放置（ネグレクト）

保護責任者遺棄罪（刑法第218条）

(5) 経済的虐待

窃盗罪（刑法第235条）、詐欺罪（刑法第246条）、恐喝罪（刑法第249条）
横領罪（刑法第252条）

※ただし、刑法第244条、第255条の親族相盗例には注意が必要です。（親族の場合には、刑法適用が免除される場合がある。）

刑事訴訟法第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。

障害者虐待においては、事実関係を把握した段階や事実確認を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届け出の支援や行政として告発を行うことが求められています。（なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要です。）

養護者による障害者虐待のとりえ方に関するQ & A

質問：同居して養護する母ではなく、同居はしているが養護はしていない弟による虐待は、「養護者による障害者虐待」ととらえることができるのでしょうか。

回答：養護者でない同居人の虐待そのものは、「養護者による障害者虐待」とは言えません（第2条第6項）。しかし、養護者が、養護者以外の同居人による身体的虐待・心理的虐待・性的虐待を止めることなく放置した場合には、虐待を放置した養護者の行為は「養護者による障害者虐待」に当たる、と規定しています（第6項第1号二）。従って、このような場合には「養護者による虐待」として障害者虐待防止法による対応を行っていくことになります。

質問：同居していない親族や知人による経済的虐待への対応はどのように行ったらよいでしょうか。

回答：障害者虐待防止法では、経済的虐待の主体を「養護者又は障害者の親族」と規定しています（第2条第6項第2号）。従って、同居の有無にかかわらず、障害者の親族が経済的虐待をしていれば、本法の適用があります。また、同居していない知人であっても養護者といえる場合もあるでしょう。

これに対し、養護者とは評価されない知人が経済的虐待をしている場合は、本法の適用はないことになります。この場合、第27条（財産上の不当取引による被害の防止等）や、刑法・民法等の一般規定により対処することになりますが、経済的虐待から障害者を守るため、成年後見制度の申立てが必要となるケースが多いと思われます。また、事例によっては、刑法の詐欺罪や窃盗罪に該当することがあれば告訴・告発が、民法上は不当利得の返還請求や不法行為による損害賠償請求をすることが必要になる場合も考えられます。

質問：養護者や家族が「本人のため」と言ってリハビリや介護をして、その結果本人にけがを負わせたり、精神的苦痛を与えている場合は、虐待に該当するのでしょうか。

回答：養護者や家族が、「本人の健康のため」と言って、専門的知識に基づかないリハビリを行った結果、障害者に外傷や精神的苦痛を与えたり、「本人は何もできないから」と決めつけて全介助をし、障害者が精神的苦痛を感じている場合には、虐待と認定することができます（けがを負わせれば身体的虐待、精神的苦痛を与えれば心理的虐待に該当します）。

養護者や家族に、障害者の心身の状態や医療、介護に関する知識がなかったり偏っている場合、虐待を解消するために、養護者や家族に対して必要な知識をもってもらうような支援を行うことが求められます。また、「養護者は一生懸命介護しているから」という理由で虐待ではないととらえてしまうなど、虐待対応従事者側の判断で障害者の権利を侵害することのないよう、正確で事実に基づいた判断を行うことが重要です。

※市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き（平成23年3月：社団法人日本社会福祉士会）を参考に作成

～障害者虐待の判断に当たってのポイント～

虐待であるかどうかの判断に当たっては、虐待の分類と定義を適切に把握したうえで、以下のようなポイントに留意します。このとき、虐待かどうかの判断が難しい場合もありますが、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応することが必要です。また、虐待は定義に忠実になるのではなく、虐待を受けている障害者の権利擁護の観点から見るのが大切です。

● 虐待をしているという「自覚」は問わない

虐待事案においては、虐待をしているという自覚のある場合だけでなく、自分がやっていることが虐待に当たると気付いていない場合もあります。また、しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている事案もあるほか、「自傷・他害があるから仕方ない」ということが一方的な言い訳となっている場合もあります。虐待している側の自覚は問いません。自覚がなくても、障害者は苦痛を感じたり、生活上困難な状況に置かれていたりすることがあります。虐待をしているという自覚がない場合には、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気付かせ、虐待の解消に向けて取り組む必要があります。

● 障害者本人の「自覚」は問わない

障害の特性から、自分のされていることが虐待だと認識できない場合があります。また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、障害者が無力感から諦めてしまっていることがあります。このように障害者本人から訴えないケースでは、周囲がより積極的に介入しないと、虐待が長期化したり、深刻化したりする危険があります。

● 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

施設や就労現場で発生した虐待の場合、障害者の家族への事実確認で「これくらいのことは仕方がない」と虐待する側を擁護したり虐待の事実を否定したりすることがあります。これは、障害者を預かってもらっているという家族の気持ちや、他に行き場がないという状況がそういう態度を取らせているとも考えられます。家族からの訴えない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障害者本人の支援を中心に考える必要があります。

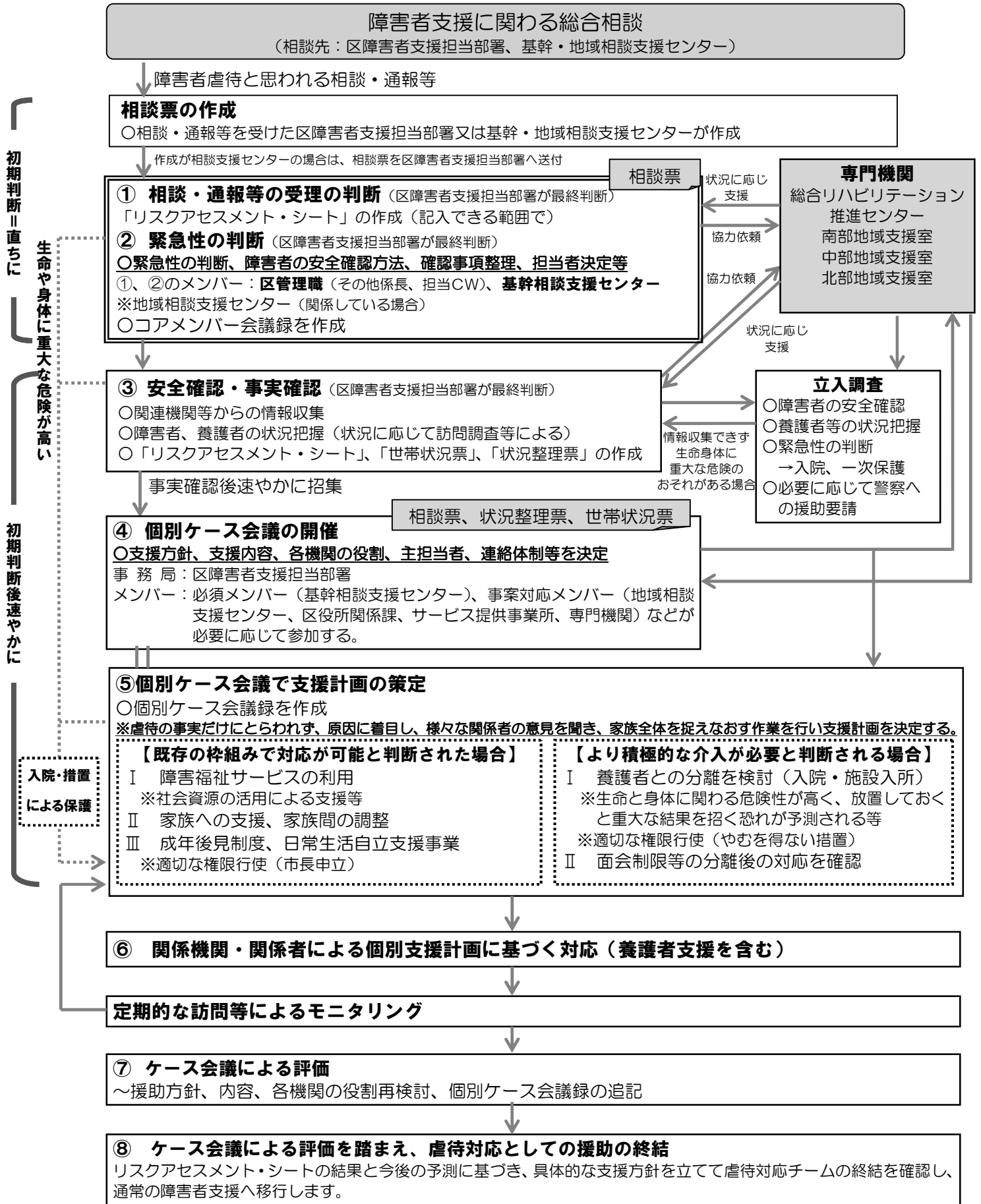
● 虐待の判断はチームで行う

障害者虐待の事案に対する判断は、担当者一人で行うことを避け、組織的に行うことが必要です。その前提として、それぞれの組織の管理職が虐待問題への感度を高め、虐待への厳しい姿勢を打ち出すことが重要です。相談や通報、届出を受けた市町村や都道府県の職員は、速やかに上司に報告し、また個別ケース会議などを活用して緊急性の有無、事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要があります。さらに、事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担を避け、また客観性を確保する観点から、複数の職員で対応することが原則です。

第2章 障害者虐待の対応

※このフローで「区障害者支援担当部署」とは、各区地域まもり支援センター及び地区健康福祉ステーションの障害者支援を行う係を指す。

養護者による虐待対応システム・フロー



1 養護者からの虐待への対応

(1) 相談・通報、届出の受付

障害者自身の周囲にいる様々な方が、虐待の危険性があると考えられるケースについて、相談・通報を行う必要があると考えられるほか、障害者自身が虐待されているという認識があるケースについては、届出が必要となり、次のようなケースが考えられます。

- ・本人からの届出（法第9条第1項）
- ・障害福祉サービス提供事業所からの相談による発見・通報（法第7条第1項）
- ・家族や親族等からの相談による発見・通報（法第7条第1項）
- ・民生委員、医療機関、地域住民等による発見・通報（法第7条第1項）
- ・区役所各部署や相談支援センターによる発見・通報（法第7条第1項）

相談・通報・届出についての基本的な考え方

（相談窓口） 区障害者支援担当部署、基幹相談支援センター、地域相談支援センター
* 電話による相談・通報・届出は、電話対応先を別にも設置

（通報先） 区障害者支援担当部署

* 『障害者虐待発見チェックリスト』(p20)と『障害者虐待リスクアセスメントシート』(p53)を、常に意識しながら、対応していく。

* 区障害者支援担当部署、基幹相談支援センター、地域相談支援センターに直接電話で相談があった場合は、別途設置の電話対応先に転送することなく、その機関で内容を受け止める。

【区障害者支援担当部署が相談・通報、届出を受けた場合】

- ・内容を聞き取り、『相談票』に記録します。
- ・全件、基幹相談支援センターに受付票の情報を送付し、対応の共有を図ります。
- * FAX等でやり取りする場合は、名前、住所など個人が特定される情報は消したうえで送信するとともに、送信前後には電話で確認して送付します。）
- ・相談支援センター（基幹・地域）を利用しているケースの場合は、直ちに、当該相談支援センターに協力要請を行います。
- ・相談支援センター（地域）を利用していないケースの場合は、基幹相談支援センターに協力を求めるとともに、状況に応じ、障害種別により市内専門機関（総合リハビリテーション推進センター 南部地域支援室・中部地域支援室・北部地域支援室）の支援を要請します。

【相談支援センター（基幹・地域）が相談・通報、届出を受けた場合】

- ・内容を聞き取り、『相談票』に記録したうえで、区障害者支援担当部署へ通報するとともに『相談票』を送付（通報）します。
- * 地域相談支援センターから区障害者支援担当部署へ送付（通報）された場合は、区障害者支援担当部署から基幹相談支援センターへ情報共有します。

【別途設置する電話・ファックス対応先が相談・通報、届出を受けた場合】

- ・内容を聞き取り、『虐待通報・届出受付票』に記録したうえで区障害者支援担当部署へ送付（通報）します。* 最終的な虐待の判断は、区障害者支援担当部署が行ってください。

障害者虐待発見チェックリスト

虐待していても本人にはその自覚のない場合や虐待されていても障害者自らSOSを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

<身体的虐待のサイン>

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮などに傷がある
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

<性的虐待のサイン>

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

<心理的虐待のサイン>

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- 身体を萎縮させる

- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

<放棄・放任のサイン>

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

<経済的虐待のサイン>

- 働いて賃金を得ているはずなのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

<セルフネグレクトのサイン>

- 単身生活の人が、痩せて食事をしていないようであったり、身体や衣類の清潔が保たれていない
- 窓ガラスが割れたまま放置されている
- 昼間でも雨戸が閉まっている
- 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃の支払いが滞っている
- ゴミが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
- 郵便物がたまったまま放置されている
- 野良猫のたまり場になっている
- 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と遠慮し、あきらめの態度がみられる

※セルフネグレクト（自己による放任）については、障害者虐待防止法に明確な規定がありませんが、このようなサインが認められれば、支援が必要な状態である可能性が高いので、対応をする必要があります。

【夜間・休日に相談・通報、届出を受けた場合】

- ・休日明けに、直接対応先から、対象となる障害者が居住地の区障害者支援担当部署へ『虐待通報・届出受付票』を送付しますので、日中と同様の対応を協議します。
- * 緊急を要する場合は、警察への援助要請を直接行うほか、事案によっては区障害者支援担当部署連絡先へ緊急的な対応を依頼する場合があります。

【大師・田島地区健康福祉ステーションで精神障害に係る虐待の相談等を受けた場合】

- ・川崎区役所で対応することとなるため、「精神障害に関する支援は川崎区役所で行っていることを説明のうえ、対応は川崎区役所となりますが、」とを説明したうえで、相手の状況に応じて情報の整理を行い、速やかに川崎区役所へ引き継ぎます。

【聞き取り時の対応】

障害者虐待に関する相談や通報・届出を受けた職員は、相談票の内容をもとに、虐待の状況や障害者・養護者等の状況、通報者の情報など可能な限り必要となる情報を聴取してください。ここでの確かな情報を把握することが、次の段階への判断の根拠になります。あいまいに聞き取るのではなく、『相談票』をもとに、直接に見聞きしたのか、伝聞なのか、推測なのか、誰が何と言ったのかなどを、話を疑っていると勘違いされないよう注意しながら聞き取ってください。また、聞き取った事実と聞き取りでは分からなかったことはしっかりと分けることを意識しながら相談票を作成してください。

障害者本人の名前や、居所を言わない場合もありますが、調査に向けての手がかりがまったくつかめない場合は調査できない旨を説明してください。

【参考】客観的な情報を確実に得ていくための工夫

○あいまいな表現はできるだけ数値化する

- ・あいまいな表現（例：いつも、とても、何度も）は使わず、数値化するように努めます。
- ・たとえば「夜、怒鳴り声や泣き声が聞こえる」といった通報内容の場合、「何回聞いたのか」「どの時間帯か」など、可能な範囲で数字に置き換えて確認を行います。

○日時を正確に確認する

- ・虐待が疑われる出来事が起きたとき、情報提供者がそれを発見したとき、その情報が寄せられたときとでは時間が経過していることが多く、情報内容にタイムラグが生じている場合があります。
- ・けがをしたのはいつか、情報提供者が傷を確認したのはいつか、障害者や養護者の発言を聞いたのはいつかなど、時間の経過によって変化するものは、日時の正確な確認が必要です。

○市や相談支援センターには守秘義務があることを伝える

- ・情報提供者は、自分が相談（通報）した内容がどのように扱われるのか、相談したことで悪者扱いされたり、仕返しされたりなど、不安を感じ、匿名で連絡をしてくることも考えられます。
- ・そのため、寄せられた情報の内容はもちろん、情報提供者を特定する情報は外部には決してもらえないことを伝え、安心して話ができる環境を整えることが求められます。

○必要な範囲で、情報提供者へのフィードバックを行う

- ・情報提供者には、市が責任をもって対応するため、守秘義務の許す範囲でしかその後の対応について報告することができないことを伝えます。

記入例

相談票

担任	係長		

記入者 所属 高津相談支援事業所 氏名 高津 太郎

相談年月日	令和 3 年 10 月 1 日 11 時 分 ~ 12 時 分	対応者	高津 太郎
-------	---------------------------------	-----	-------

【相談の概要】

<input checked="" type="checkbox"/> 養護者による虐待 <input type="checkbox"/> 障害者福祉施設従事者による虐待 <input type="checkbox"/> 使用者による虐待	
<input checked="" type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input checked="" type="checkbox"/> ネグレクト <input checked="" type="checkbox"/> 経済的虐待	
誰からいつからどのような障害者の現状頻度は近隣の風評通報に至った経過被害者を障害者であると思う理由など	<p>区から、就労継続支援B型事業所を利用している30歳女性の障害支援区分認定の更新手続き支援のため家庭訪問を依頼され、家庭訪問した際に確認した事項である。</p> <p>(虐待と思われる内容を確認した事項)</p> <p>相談支援事業所職員は、母親のパートタイムの時間を考慮し、訪問の時間を調整したうえで母親と長女と面談を行った。長女がまだ帰宅していないとのことだったので、母親から最近の生活状況について話していたところ、「特に問題になるようなことはない」などと答え、詳しく語ろうとしなかった。家の中は弁当の空き箱やスナック菓子の袋、清涼飲料水のペットボトルが散乱し、家事を行っている様子が見え、汗臭い臭気が家中を漂い住環境の悪さが見て取れる状態だった。</p> <p>母親と面談中に長女が帰宅したため、長女に話を聞くことにした。健康状態は外見上、肥満傾向にあるように見えたほか、虫歯が多く治療しているのか疑問に持った。また、本人の左腕に痣のようなものが見られた。痣の原因を聞くと、答えたくないような様子で黙っていた。また、汚れていてボロボロの状態。コミュニケーションは可能だが、表現力は乏しく、「うん」「いや」など単語での回答が多い状態。</p> <p>お金のことは、自分はお金の計算ができないので母親に預けている、食事は、朝はだいたい菓子パンで食べないこともある、作業所の昼食、夜はコンビニに弁当かカップラーメンとのことでした。何か支援できることはないか尋ねると、「小遣いがほしい」とのことだった。</p> <p>上記調査結果により、母親が子供たちの金銭管理を行っているようだが、子どものために使われていないおそれがあること、障害のあることも達々に適切な介護や世話が行われていない可能性があることなどから、虐待の疑いがあるため、通報に至った。</p>

【本人の状況】

フリガナ氏名	タマ 多摩 洋子	性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input checked="" type="checkbox"/>	生年月日	平成 3 年 9 月 1 日 30 歳
現住所	高津区〇×町△丁目3-1市営住宅△△301	電話番号	044-〇××-△△〇〇		
障害の状況	身体障害(手帳 級) (種類) ・ 知的障害(手帳 A1 A2 B1 B2) 精神障害(手帳 級) ・ 発達障害 ・ 難病 ・ その他()				
利用サービス	障害福祉サービス	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (就労継続支援B型事業所)			<input type="checkbox"/> 無
	その他サービス	<input type="checkbox"/> 有 ()			相談支援事業所

【家庭状況】

氏名	続柄	年齢	特記事項
多摩 花子	母	63	パート就労中
多摩 洋子	長女	30	就労継続B
	夫		H18死亡

非虐待者を取り巻く家族の状況(家族関係・経済状況等)

長女は母親とのコミュニケーションは取れている様子が伺えた。

その他、現時点での情報は相談内容に記載したとおり。

情報源と保護者の了解	・ 相談者は、 実際に目撃している ・ 悲鳴や音を聞いて推測した ・ 相談者は、 関係者 () から聞いた ・ 保護者は、 この通告を (承知 ・ 拒否 ・ 知らせていない)					
	氏名	高津 太郎	受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input checked="" type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> その他 ()		
相談者(通報者)	住所または所属機関名	高津区〇〇町×丁目2-1	電話番号	044-〇〇〇-××××	調査協力	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
	本人との関係	相談支援事業所	相談意図	障害者の保護 調査 ・ 相談	匿名希望	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

(2) 相談・通報等の受理、緊急性の判断

- ・障害者虐待について、相談・通報や被虐待者からの届出を受けた際には、相談・通報又は届出がなされた内容が、「障害者虐待（疑いを含む）」の内容なのか、「障害者虐待（疑いを含む）」の事案がどの程度緊急性が高いか、区障害者支援担当部署、基幹相談支援センターを必須として、必要に応じて地域相談支援センター又は専門機関などにより構成される「コアメンバー」において、初期の判断を行う必要があります。
- 相談・通報又は届出がなされた内容が、「障害者虐待（疑いを含む）」の内容なのか受理の有無について直ちに判断を行います。「障害者虐待（疑いを含む）」の内容でない場合、受理しないこととなりますが、その後の相談支援につなげる必要についても協議します。相談支援も不要と判断する場合は、相談内容についての対応は終了となります。
- 相談・通報等の受理后、「コアメンバー」において、連携・協議を行い、初期段階での情報を有する範囲で直ちに緊急性等の判断を行います。その判断は、区障害者支援担当部署が行います（緊急性の判断、障害者の安全確認方法、確認事項整理、担当者決定等）。
- ・判断にあたっては、管理職である区障害者支援担当部署の課長職以上が同席で判断します。ただし、不在時は、障害者支援担当部署係長が同席し、当該担当課長には、電話等により報告、指示を仰ぐようにし、集まれるメンバーで直ちに判断することが必要です。
- * 基幹相談支援センターも、原則として参加しますが、都合がつかない場合など、会議開催までに間を開くことが適当でない緊急時は、直ちに会議を開催し、後日情報を共有します。
- ・決定内容を、コアメンバー会議録に記録し、速やかに決裁を受け、保存します。
- * 『虐待発見チェックリスト』、『リスクアセスメントシート』を活用して判断します。

【緊急性があると判断した場合】

障害者の安全の確認と保護を優先し、早急に介入します。このときの手段は、契約による障害福祉サービスの利用（短期入所・施設入所）、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法によるやむを得ない措置（短期入所・施設入所）、医療機関への入院などの手段を検討します。

【コアメンバー会議開催のポイント】

(1) 虐待事実の判断、緊急性の判断

- 虐待の有無と緊急性を判断するために必要な情報が集まっていないという理由で、判断を先延ばしにすることは避けなければなりません。
- 判断に必要な情報が集まっていない場合は、収集できた情報で「明らかなこと」と「不明なこと」を区別し、「今後、虐待の有無と緊急性の判断を行うために確認する必要がある情報は何か」を明確にします。
- そのうえで、虐待事実を判断した根拠を、収集できた情報の中で、どのように考えて判断したのか、会議で話し合われた内容をもとに会議録に記載します。
- 緊急性を判断する際には、リスクアセスメントシートを補助的に用いつつ、判断に至った事実を、虐待事実の判断根拠と同様、話し合われた内容をもとに、記載します。

(2) 情報収集・事実確認事項

- 通報、届出の事実を確認する事項、その後の支援を行うために必要な情報を整理し、関係者で共有した内容を記載します。

(3) 個別ケース会議開催日程の設定

- 通報、届出段階では、十分に情報が集まっていない場合や緊急性が高い場合は、速やかに事実確認・安全確認の作業を経て、コアメンバーを中心とした個別ケース会議を開催するよう日程を設定します。

担任	係長		

障害者本人氏名 多摩 洋子

会議日時：令和3年10月1日 15:00～16:00

会議出席者	所属	氏名	所属	氏名
	〇〇区高齢・障害課長	中原 太郎	〇〇基幹相談支援センター	高津 太郎
〇〇区障害者支援係長	川崎 香織			
〇〇区障害者支援係	麻生 次郎			

(1) 虐待事実の判断、緊急性の判断

虐待事実の判断	<input type="checkbox"/> 虐待の事実なし <input type="checkbox"/> 相談継続（どの機関で： <input type="checkbox"/> 相談終了 <input checked="" type="checkbox"/> 虐待の事実・疑いあり（受理） <input checked="" type="checkbox"/> 身体的虐待 <input checked="" type="checkbox"/> 放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input checked="" type="checkbox"/> 経済的虐待	判断根拠： ・虫歯が未治療で放置されており、衣服の汚れや傷みなど介護が十分でない面が見受けられることから、放棄・放任の疑いがある。但し、本人のこだわりにより介護が困難、あるいは母親自身の養育力の弱さといった可能性もある。 ・左腕に痣があり、身体的虐待の疑いがある。但し、虐待によって生じた痣かどうかは不明である。 ・本人の金銭を母親が管理しているが、本人が「小遣いがほしい」と述べており、本人のために適切に使われているかどうか不明である。経済的虐待の疑いとして情報収集を行う必要性はあるだろう。
緊急性の判断	<input type="checkbox"/> 緊急分離の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 継続的、総合的援助 <input checked="" type="checkbox"/> 事実確認を継続	緊急性判断に至った事実 ・住環境の不衛生さや介護の不十分さについては、緊急分離の必要はなく、継続相談・障害福祉サービス利用により対応可能である。 ・身体的虐待については、痣が日常生活でも生じうる部位にあり、本人に怯えた様子が見られないことから、疑いとして情報収集を進める段階といえる。但し、身体的虐待が常態化していることが判明した場合は、緊急的な対応を検討する。 ・経済的虐待についても、どの程度の状況か不明であるため、疑いとして情報収集を進める段階といえる。 リスクアセスメントシート結果 【 中度 】
緊急時の対応の方向性	<input type="checkbox"/> 契約による障害福祉サービスの利用（短期利用） <input type="checkbox"/> 契約による障害福祉サービスの利用（施設等入所） <input type="checkbox"/> やむを得ない事由等による措置（短期入所） <input type="checkbox"/> やむを得ない事由等による措置（施設等入所） <input type="checkbox"/> 医療機関への入院 <input type="checkbox"/> その他（	
やむ措置を利用する理由		後見等申立 <input type="checkbox"/> 有（氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 検討中

(2) 情報収集・事実確認事項

項目	具体的な役割分担			
	どのように	担当者	期日	留意事項
世帯の経済状況	母の就労状況、本人の収入（年金・工賃・手当など）をケース記録や通所施設への聞き取りによって確認する	障害者支援係職員	2日後	
世帯の生活状況	世帯を取り巻く人的サポート、本人の障害状況、母親の養育状況をケース記録や通所施設への聞き取りによって確認する	障害者支援係職員 相談支援事業所職員	2日後	
	世帯を取り巻く人的サポート、本人の障害状況、母親の養育状況を民生委員への聞き取りによって確認する	障害者支援係長	2日後 （できる限り）	虐待と決めつけた言い方をしない。今後の連携を視野に対応する。
本人の心身状態	通所施設にて、区役所職員が施設職員より日常の様子を聞き取るとともに、本人の面接を行う。	障害者支援係職員 障害者支援係保健師	2日後	本人を驚かせないよう、施設職員の協力を得て慎重に行う

(3) 個別ケース会議

開催予定日	令和3年10月4日	参加メンバー (予定)	障害者支援係長、障害者支援係職員、障害者支援係保健師、基幹相談支援センター、通所施設サービス管理責任者、通所施設担当職員
-------	-----------	----------------	--

(3) 安全確認、事実確認

- 相談・通報等を受けたときは、**区障害者支援担当部署の最終集約・判断のもと**、基幹相談支援センター、地域相談支援センター、専門機関、各関係事業所等とも連携し、速やかに安全確認・事実確認を行います。
- * 安全確認、事実確認は、最終的な責任は、区障害者支援担当部署において行われるものであり、通報や相談をしてきた事業所や相談支援事業所などに任せてはなりません。
- * しかし、虐待者との関係性などを考慮して、区障害者支援担当部署が虐待者と直接接することが望ましくないときなどの場合は、通報者保護の観点を考慮しつつ、関係機関や民間の事業所、医療機関、地域住民などの協力を得ながら情報収集していくことの必要な場合がありますので、コアメンバー会議において役割分担を明確に決めます。
- * ただし、この時も最終的な集約や判断は区障害者支援担当部署にあることを忘れずに決定します。
- 法第9条では、「速やかに」と規定されていますが、虐待の状況によっては、本人及びその家族へ接触するタイミングは異なるものと考えられます。厚生労働省作成の対応マニュアルでは、児童虐待防止法の取り扱いでは48時間以内に実施することを目安にとの記載がありますが、生命の危険が予測されるような内容や本人が保護を求めている内容については、警察等への援助要請も含め、即時の対応が求められることが想定されます。一方、性的虐待や経済的虐待などの内容については、速やかにといった視点を念頭に置きつつ、慎重に情報を収集していく観点も大切となります。いずれにしても、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者への支援が法の目的であることから、事案に応じて、法に規定される「速やかに」の趣旨を逸脱しない範囲で対応していくことをコアメンバー会議で決定します。

【確認事項例】（以下は、例示であり、状況に応じて必要な事項をコアメンバー会議で決定します）

虐待の種類、程度、事実と経過

（相談受付時と同様に、「いつ、だれが、だれに、どこで、なにを、どのように、何回」と具体的な事項を聞き取ります。）

安全確認（関係機関や関係者の協力を得ながら本人への面会その他の方法で確認）

身体状況（傷害部位及びその状況を具体的に記録する）

精神状態（虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性）

生活環境（障害者が生活している居室等の生活環境を記録する）

養護者との関係、関係機関からの情報収集

- * 『世帯状況票』に、当該ケースの基本情報を記載し、また、『状況整理票』に状況の要約、本人・家族・関係者の状況・主訴を記載し、この後に続く個別ケース会議において共有できるよう情報収集・事実確認を行います。

→世帯状況票、状況整理票は、代用できる帳票など別様式を用いても構いません。

- 事実確認、情報収集を進めていく中で、生命の危険性が高く、時間的余裕がない場合は、コアメンバー間で情報を共有し（状況により電話連絡等により）、安全確認と同時に、障害者の保護に向けた動きを開始します。その判断のために、通報内容等の情報から医療の必要性が高いと予想される場合は、保健師等が立ち会うことが望ましいです。
- **安全確認・事実確認が困難であり、障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、立入調査の実施を検討します。**

記入例

世帯状況票

記入日：令和3年10月3日

記入者：〇〇区役所障害者支援係 川崎 太郎

フリガナ氏名	多摩 洋子	性別	男・女	生年月日	平成 3 年 9 月 1 日 30 歳	居所	■自宅 □入所・入院																																										
現住所	高津区〇×町△丁目3-1市営住宅△△301			電話番号等	(回線)(FAX) 044-〇××-△△〇〇	(携帯)																																											
障害の状況	身体障害(手帳 級)(種類)			知的障害(手帳 A1 A2 B1 (B2))																																													
	精神障害(手帳 級)			発達障害・難病・その他 (内容)																																													
支援区分	□ 非該当 ■ 区分(2) □ 申請中(申請日 年 月 日) □ 未申請 □ 申請予定																																																
利用サービス	障害福祉サービス ■ 有(内容・頻度 就労継続支援B型事業所 月～金)						□ 無																																										
	その他サービス □ 有()			相談支援事業所																																													
疾病・傷病																																																	
受診状況	疾病名(精神遅滞)	医療機関名受診科目	〇〇精神科クリニック	主治医	△Dr		頻度 <small>年金申請時と区分認定調査時のみ</small>																																										
	疾病名()	医療機関名受診科目		主治医			頻度																																										
成年後見等利用状況	□ 後見 □ 保佐 □ 補助(氏名) □ 申立中(申立人 □市長 □親族等)																																																
経済情報	収入額 月 万円(内訳)	年金 2 級	生活保護 □有 ■無	その他()																																													
	具体的な状況(本人の生活費や借金、金銭管理者等) 長女の収入は障害基礎年金2級月額6万5千円程度、工賃5千円だが、お金の計算ができないので母親に預けている。																																																
生活歴 生活状況	【生活歴】 H3年父太郎、母花子の下に生まれる。小学校は普通級に通っていたが、中学校から学校の授業についていくことが難しくなり、特別支援級の授業に参加するようになった。14歳のときに、児童相談所にて療育手帳の判定手続きを行い、B2の手帳が交付された。11歳のとき、父死亡。その後、市内の特別支援学校高等部に進学し、卒業後は就労継続B型事業所に通所中。母親が金銭管理を行っているが、半年ほど前から利用料の滞納が目立つようになった。現在に至る。			【家族状況】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名前</th> <th>続柄</th> <th>年齢</th> <th>就労先</th> <th>疾病・障害</th> <th>特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多摩 花子</td> <td>母</td> <td>63</td> <td>パート就労</td> <td>不明</td> <td>頻繁なパチンコ通い</td> </tr> <tr> <td>多摩 洋子</td> <td>長女</td> <td>30</td> <td>就労継続B</td> <td>知的B2</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				名前	続柄	年齢	就労先	疾病・障害	特記事項	多摩 花子	母	63	パート就労	不明	頻繁なパチンコ通い	多摩 洋子	長女	30	就労継続B	知的B2																									
	名前	続柄	年齢	就労先	疾病・障害	特記事項																																											
多摩 花子	母	63	パート就労	不明	頻繁なパチンコ通い																																												
多摩 洋子	長女	30	就労継続B	知的B2																																													
【家族状況・ジェノグラム】																																																	
○=女性、◎=本人女性、●=死亡女性 □=男性、回=本人男性、■=死亡男性 ⇒=虐待の方向																																																	

(4) 個別ケース会議

- ・事実確認・情報収集後、速やかに関係機関を招集し開催します。
- ・『相談票』、『世帯状況票』、『状況整理票』をもとに、関係機関で情報を共有し、対応を協議します（支援目標、支援内容、各機関の役割、主担当者、連絡体制等を決定）。
- ・虐待行為の共有のほか、虐待の発生要因にも着目し、その除却に向けた支援を行うよう協議します。
- ・決定内容を、『個別ケース会議録』に記録し、速やかに決裁を受け、保存します。

◆会議前の事前準備

《ポイント》

- 会議開催の目的は明確になっているか確認します。初動段階と継続対応段階で目的が違ってくるので留意が必要です。
- 会議開催の時期は適切か確認します。初動段階では速やかな開催が必要であり、状況に応じて電話等を利用するなど柔軟な会議の持ち方が必要になる場合もあります。
- あらかじめ会場の確保を行います。関係者が集まりやすいような時間と場所にすることが大切です。
- 会議資料を準備します。必要な検討が実施可能なもの、緊急性の判断が可能となるものとなるよう、あらかじめ書類を整備しておきます（緊急時は書類作成を省略し、早急に会議を開催）。
- 招集する関係機関・関係者が適切か確認します。虐待の事案に応じて関係機関・関係者は異なることに留意が必要です。
- 出席者は現在対応を行っている機関に加え、今後関与を想定される機関にも出席を依頼します。この時、虐待対応にあたる役割を担ってもらうことを事前に伝え、機関の管理職の承諾を得たうえで会議に出席してもらうことが望めます。
- 市の権限行使についての判断が必要になる場合には、市障害者支援担当部署の管理職も会議に出席することが望めます。

◆会議時

《ポイント》

- 会議開催の目的を確実に達成できるよう、司会、会議録作成等会議における役割分担をあらかじめ決めておきます。
- 個人情報の取り扱いについて、出席者間で確認しておくことが大切です。個人情報保護法においては、第三者提供を本人の同意なしに行うことを制限する例外として、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」が認められていますので、民間機関などの当該障害者や養護者等に関する情報の保有者に対してその旨説明を行い、協力が得られるよう適切な対応を行う必要があります。
- 集めた情報から個々の虐待発生要因と本人が安心して生活を送るための課題やニーズを整理し明確にします。
- アセスメントでは、個別ケース会議録を活用し、個々の情報から予想される虐待リスクを確認します。さらに、個々のリスクの関係性を整理することで、虐待発生要因を明確化し、課題の整理へとつなげていきます。
- 事実であることと、分かっていないことをしっかり分けます。また、事実は何をもって確認したのかを大事にします。はっきりと確認できていない段階での憶測や思い込みは判断

を誤らせます。

- 客観的な事実から、虐待防止法に該当する虐待に該当するかどうか、定義に照らし合わせて判断します。
- 虐待発生要因解消を主眼にした、計画を作成します。
- 被虐待者と虐待者とで、アプローチする支援者を別にするなど、**チームでの対応を基本に役割分担**を行います。

<会議進行の流れ（参考例）>

【Phase 1 開会】

- ・会議開催の目的を共有する。

【Phase 2 事例の提示】

- ・事例の概要説明を行う。

【Phase 3 事例の共有化】

- ・質疑応答や追加情報の共有を通じて事例の全体像を共有する。

【Phase 4 課題の明確化】

- ・事例の共有化から、課題や虐待発生のメカニズムを確認する。

【Phase 5 支援方針の検討】

- ・緊急性の判断だけでなく、具体的な支援方針（短期、中期、長期）を検討する。

【Phase 6 支援方針の決定】

- ・支援方針の検討結果を踏まえて、結論を明確化する（関係機関／関係者の役割分担についても明確化する）
- ・モニタリング時期や緊急時の対応方法についても明確化する。

【Phase 7 閉会】

- ・個別ケース会議の振り返りを行う。

（５）関係機関による個別支援計画に基づく対応

【虐待発生の危険性がある若しくは兆候がある場合】

【虐待が発生しているが既存の枠組みで対応が可能な場合】

- ・継続的な見守りと予防的な支援を検討します。
- ・障害福祉サービスの活用と支援方針の見直し、問題に応じた専門的な支援、保護者・養護者支援を事案に応じて行います。

【積極的な介入が必要と判断される場合】

- ・生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくくと重大な結果を招くおそれが予測される場合は、障害者を保護するため、養護者との分離を検討します。
- ・保護・分離する手段として、障害福祉サービスの利用（短期入所、施設入所、GH入所）、医療機関への一時入院などの適切な権限を行使します。契約によることが困難な場合は、

身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置（短期入所、施設入所）を行います。

- 措置が採られた場合、市町村長又は施設長は、養護者と障害者との面会を制限することができるので、個別ケース会議の中でその必要性を検討し、施設長を含めて取り決めを確定しメンバー間で共有します。

（６）定期的な訪問等によるモニタリング

- 主担当者の訪問や関係機関からの情報収集など、関係機関が相互に連携し、情報の確認を行います。
- 情報を集約し、『状況整理票』などを通じて個別ケース会議で共有できるよう、個別ケース会議で決定した分担に関して整理するとともに、新たに共有しておくべき情報がある場合は併せて整理し、必要に応じて支援計画を修正します。

（７）ケース会議による評価

- 支援目標、支援内容、各機関の役割の達成状況を議論し、**計画を策定した際に使用した『個別ケース会議録』に記入します。**
- リスク度は、『障害者虐待リスクアセスメントシート』を活用して判断します。
- 評価結果をまとめ、状況の変化により新たな支援計画が必要となる場合は議論し、『個別ケース会議録』に記入するとともに、虐待ケースとして終結するか継続するか判断します。
- 決定内容を、『個別ケース会議録』に記録し、速やかに決裁を受け、保存します。

記入例

個別ケース会議録

(計画策定時)

担任	係長		

障害者本人氏名 多摩 洋子

会議目的	①情報を共有し緊急性の判断を行う ②今後の援助方針を確認する ③虐待対応の役割分担を行う		計画日	R3年10月4日	15時～16時30分	リスク度	中度
			評価日	年 月 日	時 分～ 時 分	リスク度	
会議出席者	所属	氏名	所属	氏名	所属	氏名	
	障害者支援係長	川崎 香織	基幹相談支援センター	高津 太郎			
	障害者支援担当	小杉 みゆき	通所施設サービス管理責任者	幸 さとみ			
	障害者支援保健師	宮前 桜	通所施設担当職員	菅 次郎			
検討した項目	<ul style="list-style-type: none"> 調査の結果による本世帯の状況（ケースアセスメント） 虐待のリスクについて（リスクアセスメント） 家族が抱える生活課題と今後の支援について 						
検討内容見立て	<ul style="list-style-type: none"> 世帯として生活力の弱さがあり（家族の収入は本人の障害基礎年金+母のパート給料。遺族年金の受給は不明。また、以前からの給食費滞納傾向、施設への連絡不足）、半年前からより顕著な生活の乱れが窺える。その背景を捉え、経済的に困窮している可能性があることから、本人及び母親への相談支援、家事援助等のサービス利用、金銭管理サポートなどを検討する。 食生活や住環境については生命に危険が及ぶほどではなく、施設での支援や家族への相談支援、サービス利用により通常の生活支援の範囲で改善できる可能性がある。虫歯については早期の歯科受診が望ましい。 身体的虐待については、腕も腿も外側の痣であること、痣の程度がひどくないことから、現段階では、事故受傷か虐待による受傷なのか判別がつきにくい。更に、軽度知的障害で意思表示可能な本人から明確なSOSもなく、生活自体は継続できている。但し、母親が介護負担を抱えている可能性はあり、親子関係についてもはっきりしない面があるため、引き続き情報を集めながら、ネグレクト+身体的虐待の疑いのケースとして様子を見ていく必要がある。 						
支援目標 (長期と短期と両方記入)		支援内容 (誰が、誰にいつまでに、どのようになど、状況に応じて記入)			達成状況 (評価時に記入)		
① 母との関係性の構築		すでに母と繋がりのある関係者（事業所・相談支援事業所・区役所など）が母の気持ちの受け止めを行い、必要な支援（経済支援・本人への対応についての相談）に繋ぐ。			評価時に記入		
② 本人との関係性の構築		本人の特徴を理解し、気持ちの受けとめを行い、本人のニーズにあった支援を行う。					
③ 長期：本人の健康増進 短期：虫歯治療		1ヶ月の間に、通所施設職員から本人と母親に歯科受診を勧め、費用捻出についての相談に乗る。相談支援事業所職員と相談し、初診同行や歯科との連絡についてのサポート体制を調整。					
④ 長期：身体的虐待の防止 短期：身体状況及び親子関係の確認		通所施設にて、本人の身体状況の目視での確認を継続する。親子関係や生活状況についてもこれまでと同様に把握していく。					
⑤ 長期：ケアマネジメントの継続 短期：本人及び母親との関係成、支援体制の構築		本人の相談面接（相談支援事業所職員、障害者支援係職員）と母親の訪問面接（相談支援事業所職員、障害者支援係職員）を継続し、ケアマネジメントを行う。					
対応が困難な課題（残された課題）				次回開催予定日 (評価予定日)		令和3年10月31日	
ネグレクトへの支援と経済的な支援については、母との関係性の構築後に可能となる為に早急の解決は困難。							

評価結果のまとめ
(新たな支援計画の必要性)

評価時に記入

(計画評価時)

担任	係長		

- 終結
 相談継続（どこの機関： ）
 終了
 虐待ケースとして継続支援

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入。

（８）対応の終結

- ・虐待行為が解消されたことにより、障害者虐待防止法による対応を行わなくなることであり、判断基準としては、虐待行為そのものの解消だけではなく、虐待の発生要因が除却されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要となります。
- *虐待対応を行うことによって、虐待の発生要因が低減されても、リスクアセスメントシートのチェックが残ることがあります。リスクアセスメントシートは、虐待の緊急性等を判断する一つの目安ですので、相談支援を継続すれば虐待の危険性がないと判断されれば、障害者虐待防止法による支援を終結します。

（９）他都市へ（から）の引継ぎケースの対応

- ・被虐待者の所在が、他自治体へ転居や連れ去り等により移転する場合は、転居先でも切れ目のない支援が必要であることから、移転先の自治体へ、電話等の手段により一報を入れるとともに、後日文書や訪問等の手段により詳細な経過の引継ぎを行います。
- *その際は、多くの情報の中で、ポイントとなる重要な情報（支援方針を決めるに当たって重要視した情報など）が埋もれてしまわないように留意します。
- ・また、他都市から虐待ケースが転入してくる場合は、転出もとの自治体から極力詳細な情報を聞き取ることで、組織内でその情報を共有します。

※障害者虐待への対応に関する専門機関の役割

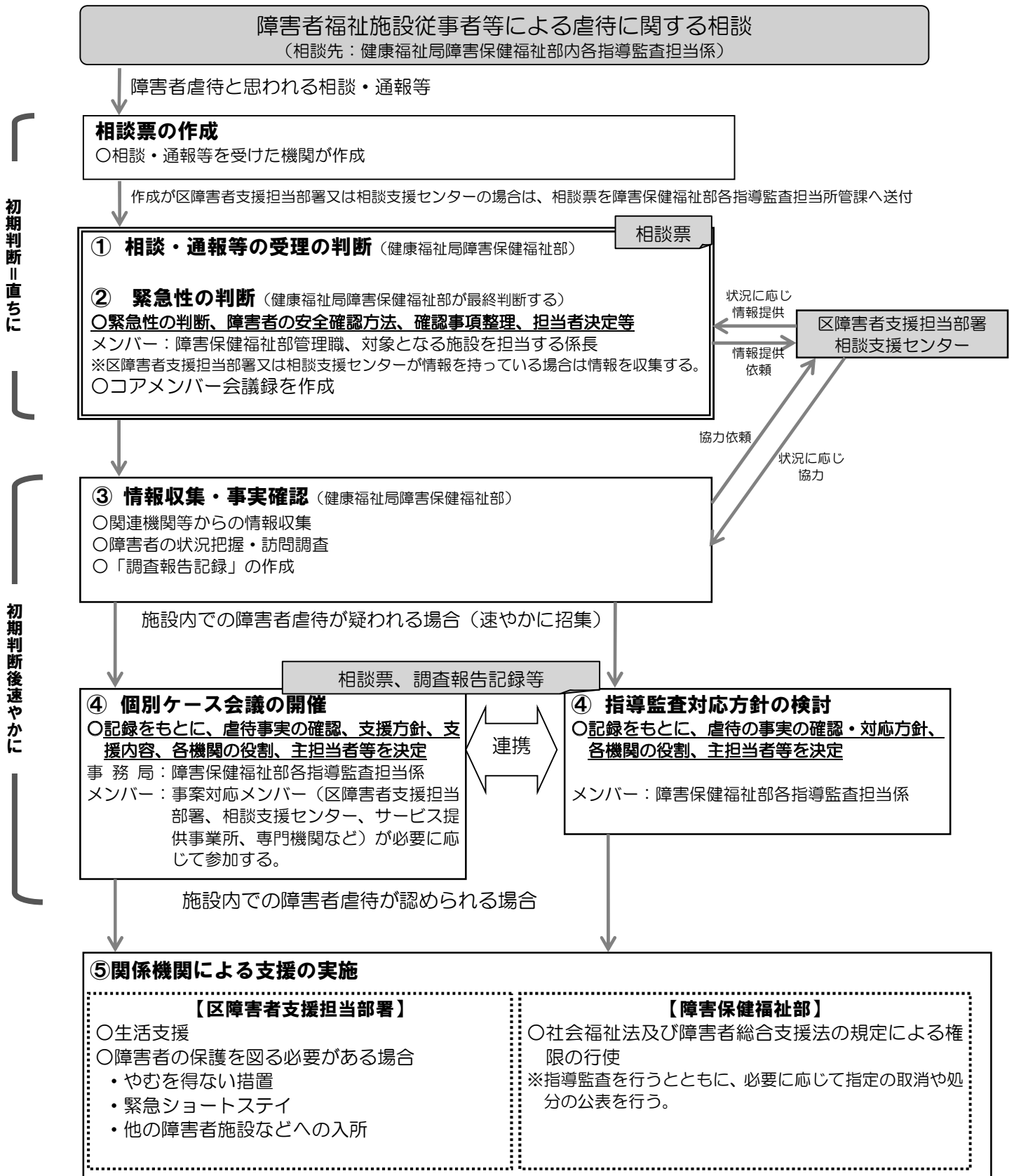
専門機関（総合リハビリテーション推進センター 南部地域支援室・中部地域支援室・北部地域支援室）は、各区障害者支援担当部署からの要請により、電話での相談や、必要に応じ会議への参加及び現場への同行支援を行います。

【支援の例】

- ① 相談・通報等の受理の判断に際して
 - ・ 「虐待」判断への助言
- ② 緊急性の判断に際して
 - ・ コアメンバー会議に参加、虐待リスクの確認への助言
 - ・ 障害者の安全確認方法、確認事項整理、担当者等の確認への助言
- ③ 安全確認・事実確認
 - ・ 安全確認、事実確認の同行
- ④ 個別ケース会議
 - ・ 個別支援計画策定の助言
- ⑤ 個別支援計画に基づく対応
 - ・ 個別支援（面接・訪問等）の同行
 - ・ モニタリングへの参画
 - ・ 「終結」判断への助言
- ⑥ 一時保護および措置入所に際して
 - ・ 措置入所にあたっての医学的及び心理学的判定
 - ・ 立会いや同行等の支援

※このフローで「区障害者支援担当部署」とは、各区地域まもり支援センター及び地区健康福祉ステーションの障害者支援を行う係を指す。

障害者福祉施設従事者等による虐待対応システム・フロー (被虐待者が本市ケースの場合)



2 障害者福祉施設従事者等からの虐待への対応（本市ケースの場合）

（1）相談・通報、届出の受付

障害者福祉施設従事者等から虐待を受けたと思われる障害者を発見した者には、市町村への通報しなければならない義務が規定されており（法第16条第1項）、次のようなケースが考えられる。

- ・本人からの届出（法第16条第2項）
- ・家族や親族等からの相談による発見・通報（法第16条第1項）
- ・医療機関や地域住民等による発見・通報（法第16条第1項）
- ・別の障害福祉サービス提供事業所による発見・通報（法第16条第1項）
- ・区役所各部署や相談支援センターによる発見・通報（法第16条第1項）
- ・施設職員からの内部通告（法第16条第1項）

この際の相談・通報、届出窓口は、市健康福祉局障害保健福祉部内の各指導監査担当所管課が窓口となります。

相談・通報についての基本的な考え方

（相談窓口） 健康福祉局障害保健福祉部内各指導監査担当所管課

＊電話・ファックスによる相談・通報・届出は、対応先を別にも設置

（通報先） 健康福祉局障害保健福祉部内各指導監査担当所管課

＊『障害者虐待発見チェックリスト』と『障害者虐待リスクアセスメントシート』を、常に意識しながら、対応していく。

＊健康福祉局障害保健福祉部各指導監査担当所管課に直接電話で相談があった場合は、別途設置の電話対応先に転送することなく、その機関で内容を受け止める。

しかしながら、実際の相談・通報、届出は様々な方法や経路によることが想定され、養護者による虐待として、区障害者支援担当部署又は相談支援センターに連絡があることも考えられます。また、通報者についても施設内の職員である場合、家族である場合、電話や手紙である場合など様々です。

そのため、第一次的には、相談・通報、届出を受けた窓口において、情報の整理を行い、サービス内容に係る苦情なのか、過失による事故なのか、可能な限りその内容を見極め、障害福祉施設従事者等による虐待（疑いを含む）のケースについては、市健康福祉局障害保健福祉部内の各指導監査担当所管課へ連絡し、必要に応じて、その後の役割分担等を行ってください。

【区障害者支援担当部署が相談・通報、届出を受けた場合】

- ・本人への生活支援は区障害者支援担当部署でも関わるものの、施設への直接的な対応は、障害保健福祉部各指導監査担当課が主となり対応するため、その旨説明し、相手方がその場で内容を相談したい意向がある場合は、聞き取りを行い、相談票を作成し、各担当課へ直ちに報告してください。

【相談支援センターが相談・通報、届出を受けた場合】

- ・本人への生活支援は相談支援センターや区障害者支援担当部署でも関わるものの、施設への直接的な対応は、障害保健福祉部各指導監査担当課が主となり対応するため、その旨説

明し、相手方がその場で内容を相談したい意向がある場合は、聞き取りを行い、相談票を作成し、各担当課へ直ちに報告してください。

【施設所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合】

- ・ 障害者が入所している障害者福祉施設の所在地と当該支給決定を行った市町村が異なる場合、どちらの市町村にも通報等が行われる可能性があります。いずれの場合であっても、通報者への聞き取りなどの初期対応は通報等を受けた市町村が行います。そのうえで、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぎます。
- ・ その後の対応等については、障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った都道府県（政令市・中核市）と協力して行うこととなりますので、当該自治体にも速やかに連絡を入れる必要があります。いずれの連絡についても、市健康福祉局障害者施設指導課経由で他自治体へ行きます。

【別途設置する電話・ファックス対応先が相談・通報、届出を受けた場合】

- ・ 内容を聞き取り、『虐待通報・届出受付票』に記録したうえで障害者施設指導課へ送付（通報）します。
- * 最終的な虐待の判断は、障害保健福祉部で行ってください。

【夜間・休日に相談・通報、届出を受けた場合】

- ・ 休庁日明けに、直接対応先から、障害保健福祉部障害者施設指導課へ『虐待通報・届出受付票』を送付します。
 - ・ 障害者施設指導課から各指導監査担当課や区障害者支援担当部署へ必要に応じて情報を送付し、送付された『相談票』の内容をもとに、日中と同様の対応を協議します。
- * 緊急を要する場合は、警察への援助要請を直接行うほか、事案によっては障害者施設指導課へ緊急的な対応を依頼する場合があります。

【聞き取り時の対応】

障害者虐待に関する相談や通報・届出を受けた職員は、相談票の内容をもとに虐待の状況や障害者・養護者等の状況、通報者の情報など可能な限り必要となる情報を聴取してください。ここでの確かな情報を把握することが、次の段階への判断の根拠になります。あいまいに聞き取るのではなく、『相談票』をもとに、直接に見聞きしたのか、伝聞なのか、誰が何と言ったのかなどを、話を疑っていると勘違いされないよう注意しながら聞き取ってください。また、聞き取った事実と聞き取りでは分からなかったことはしっかりと分けることを意識しながら相談票を作成してください。

① 施設種別や施設名の確認

施設種別や施設名を確認する。通報者が施設名を言わない場合があるが、虐待の起きている場所など全く手がかりがつかめない場合は調査できない旨伝えます。

② 虐待の状況

- ・ 虐待の種類や程度、具体的な状況、緊急性の有無

③ 障害者の状況

- ・ 障害者本人の氏名、居所、連絡先
- ・ 障害者本人の心身の状況、意思表示能力

④ 虐待者と家族の状況

- ・ 虐待者の状況、虐待者と障害者の関係、その他の家族関係

⑤ 通報者の情報

- ・ 氏名、連絡先、障害者・養護者との関係等

調査を実施すると、通報者が特定されるおそれがある場合は、通報者にその旨を伝え、調査に入ることの可否を確認します。可能であれば、通報者の氏名や連絡先を教えてもらいます。電話に関しては、こちらから連絡をして差し支えないか、どのような時間帯にどのような形で連絡するのが良いか確認します。

※当然のことですが、上記項目を事務的に順番に聞きとることは、相手方の心象を悪くするばかりか、相手の相談しようという気持ちを削いでしまいます。相手のペースに合わせて、最終的に全ての情報が聞き取ればベストという気持ちで相談を受ける必要があります。

【通報等による不利益取扱いの禁止】

障害者虐待防止法では、

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（この旨は、養護者による障害者虐待についても同様。）（第16条第3項）
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第16条第4項）。

が規定されています。こうした規定は、障害者福祉施設等における障害者虐待の事案を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。

障害者虐待の事実もないのに故意に虚偽の事実を通報した場合には、そもそも第16条第1項に規定する「障害者虐待を受けたと思われる障害者」について通報したことにはなりません。したがって、通報が「虚偽であるもの」については、「障害者虐待を受けたと思われる障害者」に関する通報による不利益取扱いの禁止等を規定する第16条第4項が適用されないこととなります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。したがって、虐待があったと考えることに合理性が認められる場合でなければ、不利益取扱いの禁止等の適用対象とはなりません。

なお、平成18年4月から公益通報者保護法が施行されており、労働者が事業者内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業所外部に対して所定の要件を満たして（例えば行政機関への通報を行おうとする場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の2つの要件を満たすことが必要です。）公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

■公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の無効
- ② その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

(2) 相談・通報等の受理、緊急性の判断

障害者虐待について、相談・通報や被虐待者からの届出を受けた際には、相談・通報又は届出がなされた内容が、「障害者虐待(疑いを含む)」の内容なのか、「障害者虐待(疑いを含む)」の事案がどの程度緊急性が高いか、健康福祉局障害保健福祉部を中心として、必要に応じて、区障害者支援担当部署、相談支援センター又は専門機関、障害福祉サービス提供事業所等により構成される「コアメンバー」において、初期の判断を行う必要があります。

- **相談・通報又は届出がなされた内容が、「障害者虐待(疑いを含む)」の内容なのか、受理の有無について直ちに判断を行います。**「障害者虐待(疑いを含む)」の内容でない場合は、受理しないこととなりますが、その後の相談支援につなげる必要があるかについても協議します。相談支援も不要と判断する場合は、相談内容についての対応は終了となります。
- 相談・通報等の受理後、「コアメンバー」において、連携・協議を行い、**初期段階での情報を有する範囲で直ちに緊急性等の判断**を行います。その判断は、健康福祉局障害保健福祉部が行います(緊急性の判断、障害者の安全確認方法、確認事項整理、担当者決定等)。
- 判断にあたっては、管理職である障害保健福祉部の課長職以上が同席で判断します。ただし、不在時は、障害保健福祉部の各施設所管担当係長が同席し、当該担当課長には、電話等により報告、指示を仰ぐようにし、**集まれるメンバーで直ちに判断することが必要**です。
- 決定内容を、コアメンバー会議録に記録し、速やかに決裁を受け、保存します。

【緊急性があると判断した場合】

障害者の安全の確認と保護を優先し、早急に介入します。

(3) 情報収集、事実確認

- 相談・通報等を受けたときは、「コアメンバー」において、連携して、速やかに情報収集・事実確認を行います。
- 施設訪問を行い確認します。
- 確認事項：虐待の種類と程度、虐待の事実と経過、安全確認(本人への面会)、身体状況、精神状態、生活環境、養護者との関係、障害福祉サービスの提供状況、虐待を行った疑いのある職員の勤務状況、通報等の内容に係る事実確認、状況の説明、職員の勤務体制、その他
- 調査報告を任意の様式で構わないので、コアメンバーとなる各管理職の合議のうえ、障害保健福祉部長までの決裁を受けます。

(4) 個別ケース会議

- 事実確認・情報収集後、直ちに関係機関を招集し開催します。
- 『相談票』と調査報告の記録をもとに、関係機関で情報を共有し、虐待の事実の確認を行い、対応を協議します(障害福祉サービス事業所等への対応方針、本人への支援目標、支援内容、各機関の役割、主担当者、連絡体制等を決定)。
- 虐待行為の共有のほか、虐待の発生要因にも着目し、その除却に向けた支援を行うよう協議します。
- 決定内容を、養護者からの虐待による『個別ケース会議録』を参考に記録し、速やかに決裁を受け、保存します。

(5) 指導監査対応方針の検討

- ・事実確認・情報収集後、直ちに関係機関を招集し開催します。
- ・指導監査を見据え、事実確認での調査報告記録をもとに虐待の事実の確認を行い、指導監査対応方針の検討を行います。
- ・会議録を作成し、速やかに決裁を受け、保存します。

(6) 関係機関による支援の実施

虐待防止・障害者保護を図るために各機関が適切な権限を行使します。

【区障害者支援担当部署】

- 生活支援
- 障害者の保護を図る必要がある場合
 - ・やむを得ない措置
 - ・緊急ショートステイ
 - ・他の障害者施設などへの入所

【障害保健福祉部】

○社会福祉法及び障害者総合支援法等の規定による権限の行使

※指導監査を行うとともに、必要に応じて指定の取消や処分の公表を行う

○川崎市外の施設において、川崎市で支援を行っている障害者が虐待を受けた場合、川崎市の障害保健福祉部は指導監査を行うことができません。そのため、施設所在地の都道府県・指定都市及び中核市の障害者施設指導監査担当課に協力を求め、連携し、上記の対応をとることとなります。一方で、生活支援や障害福祉サービスの支給決定は、所在地の福祉事務所にて行う必要がありますので連携した対応を行っていく必要があります。

(7) 社会福祉法及び障害者総合支援法等の規定による権限の行使

- 障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の保護を図るため、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法及び障害者総合支援法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが規定されています（法第19条）。
- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が強く疑われる場合には、当該施設等から報告徴収を受けて事実を確認し、障害者虐待が認められた場合には、市障害保健福祉部各指導監査担当所管課において、指導を行い、改善を図るようにします。
- 改善指導の例としては、虐待防止改善計画の作成や第三者による虐待防止委員会の設置を求め、改善計画に沿って事業が行われているかどうかを第三者委員が定期的にチェックし継続的に関与したり、当該事業所又は第三者委員から定期的に報告を受け、必要に応じて当該事業所に対する指導や助言を行う、などの対応が考えられます。
- 指導に従わない場合には、別表に掲げる社会福祉法及び障害者総合支援法などに基づく勧告・命令、指定の取消し処分などの権限を適切に行使することにより、障害者の保護を図ります。

社会福祉法・障害者総合支援法等による権限規定

社会福祉法	第56条第1項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する報告徴収、検査
	第56条第4項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する勧告
	第56条第5項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	勧告に従わなかった社会福祉法人の公表
	第56条第6項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	勧告に係る措置をとらなかった社会福祉法人に対する措置命令
	第56条第7項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する業務停止命令又は役員了解職勧告
	第56条第8項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する解散命令
	第57条	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の業務停止命令
	第71条	都道府県知事	社会福祉施設に対する改善命令
	第72条	都道府県知事	社会福祉事業を営む者に対する事業制限・停止命令、許可取消、認可取消

障害者総合支援法	第10条	市町村	障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売若しくは修理を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第11条第2項	厚生労働大臣 都道府県知事	自立支援給付対象サービス等に行った者若しくはこれらを使用した者に対する報告徴収等
	第48条第1項	都道府県知事 市町村長	指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第48条第3項	都道府県知事 市町村長	指定障害者支援施設等の設置者に対する報告徴収、立入調査等
	第49条第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害福祉サービス事業者に対する勧告
	第49条第2項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者支援施設等の設置者に対する勧告
	第49条第3項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に従わなかった指定事業者等の公表
	第49条第4項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に係る措置をとらなかった指定事業者等に対する措置命令
	第50条第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者福祉サービス事業者の指定取消、効力の全部若しくは一部停止
	第50条第3項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者支援施設の指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止
	第51条の3第1項	厚生労働大臣 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する報告徴収、立入検査等（業務管理体制）
	第51条の4第1項	厚生労働大臣 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する勧告（業務管理体制）
	第51条の4第2項	厚生労働大臣 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に従わなかった指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の公表（業務管理体制）
	第51条の4第3項	厚生労働大臣 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に係る措置をとらなかった指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する措置命令（業務管理体制）
	第51条の27第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等

障害者総合支援法	第51条の27 第2項	指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第51条の28 第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定一般相談支援事業者に対する勧告
	第51条の28 第2項	指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定特定相談支援事業者に対する勧告
	第51条の28 第3項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	勧告に従わなかった指定相談支援事業者の公表
	第51条の28 第4項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定相談支援事業者に対する措置命令
	第51条の29第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定一般相談支援事業者に対する指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止
	第51条の29第2項	市町村長	指定特定相談支援事業者に対する指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止
	第51条の32第1項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	指定相談支援事業者若しくは当該指定相談支援事業者の従業者に対する報告徴収、立入検査等（業務管理体制）
	第51条の33第1項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	指定相談支援事業者に対する勧告（業務管理体制）
	第51条の33第2項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	勧告に従わなかった指定相談支援事業者の公表（業務管理体制）
	第51条の33第3項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定相談支援事業者に対する措置命令（業務管理体制）
	第81条第1項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホームの設置者に対する報告徴収、立入検査等
	第82条第1項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業を行う者に対する事業制限・停止命令
	第82条第2項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業を行う者、地域活動支援センター、福祉ホームの設置者に対する改善、停止・廃止命令
	第85条第1項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	市町村が設置した障害者支援施設の長に対する報告徴収、立入検査等
第86条第1項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	市町村が設置した障害者支援施設に対する事業停止・廃止命令	

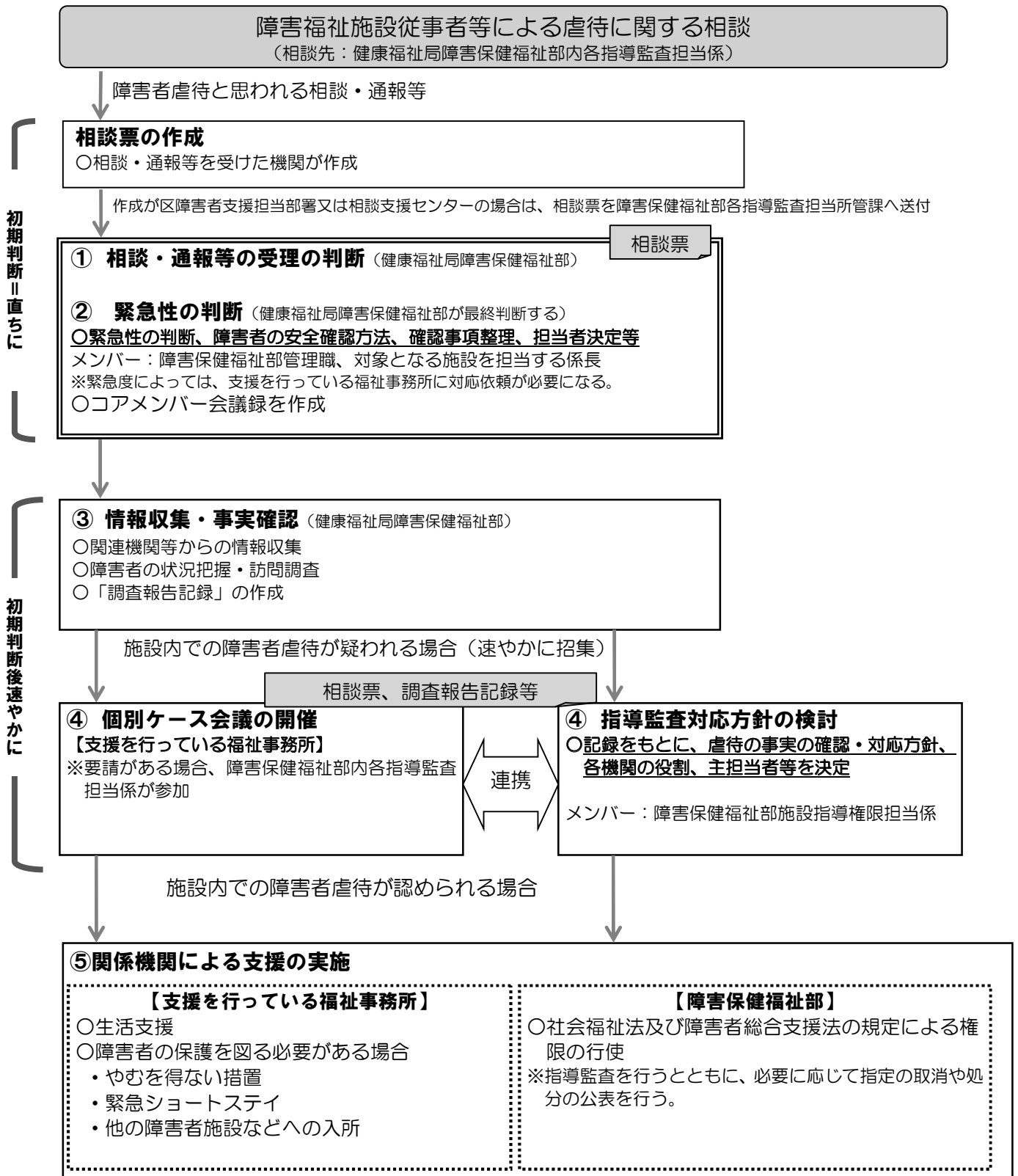
※指定都市又は中核市自らが設置する場合は除く

児童福祉法	第21条の5の22第1項	都道府県知事 市町村長	指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第21条の5の23第1項	都道府県知事	指定障害児通所支援事業者等に対する勧告
	第21条の5の23第2項	都道府県知事	勧告に従わなかった指定障害児通所支援事業者等の公表
	第21条の5の23第3項	都道府県知事	勧告に係る措置をとらなかった指定障害児通所支援事業者等に対する措置命令
	第21条の5の24第1項	都道府県知事	指定障害児通所支援事業者に対する指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止
	第24条の34第1項	市町村長	指定障害児相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第24条の35第1項	市町村長	指定障害児相談支援事業者に対する勧告
	第24条の35第2項	市長村長	勧告に従わなかった指定障害児相談支援事業者の公表
	第24条の35第3項	市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定障害児相談支援事業者に対する措置命令
	第24条の36第1項	市町村長	指定障害児相談支援事業者に対する指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止

活動促進法 特定非営利	第42条	都道府県知事 指定都市市長	特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置命令
	第43条	都道府県知事 指定都市市長	特定非営利活動法人の設立の認証の取消

※このフローで「区障害者支援担当部署」とは、各区地域みまもり支援センター及び地区健康福祉ステーションの障害者支援を行う係を指す。

障害福祉施設従事者等による虐待対応システム・フロー (被虐待者が本市ケースでない場合)



3 障害福祉施設従事者等からの虐待への対応（本市ケースでない場合）

（1）相談・通報、届出の受付

障害者が利用している障害福祉施設の所在地と、当該支給決定を行った市町村が異なる場合、どちらの市町村にも通報が行われる可能性があります。いずれの場合であっても、通報者への聞き取りなどの初期対応は通報等を受けた市町村が行います。そのうえで、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぐこととなります。その後の対応は、障害福祉施設の指定や法人の許認可を行った都道府県・政令市・中核市と協力して行うことになるため、当該自治体へも速やかに連絡を入れる必要があります。

この際の相談・通報、届出窓口は、市健康福祉局障害保健福祉部内の各指導監査担当所管課が窓口となります。

相談・通報についての基本的な考え方

（相談窓口） 健康福祉局障害保健福祉部内各指導監査担当所管課

＊電話・ファックスによる相談・通報・届出は、対応先を別にも設置

（通報先） 健康福祉局障害保健福祉部内各指導監査担当所管課

＊『障害者虐待発見チェックリスト』と『障害者虐待リスクアセスメントシート』を、常に意識しながら、対応していく。

＊健康福祉局障害保健福祉部各指導監査担当所管課に直接電話で相談があった場合は、別途設置の電話対応先に転送することなく、その機関で内容を受け止める。

各機関が相談・通報、届出を受けた場合の対応と聞き取り時の対応は、本市ケースの場合と同様ですので、参照してください。

（2）相談・通報等の受理、緊急性の判断

対応は、本市ケースの場合と同様ですので、参照してください。

（3）情報収集、事実確認

- ・相談・通報等を受けたときは、障害保健福祉部施設担当課において、被虐待者の支給決定を行っている福祉事務所と連携して、速やかに情報収集・事実確認を行います。
- ・施設訪問を行い確認します。
- ・確認事項：虐待の種類と程度、虐待の事実と経過、安全確認（本人への面会）、身体状況、精神状態、生活環境、養護者との関係、障害福祉サービスの提供状況、虐待を行った疑いのある職員の勤務状況、通報等の内容に係る事実確認、状況の説明、職員の勤務体制、その他
- ・調査報告を任意の様式で構わないので、コアメンバーとなる各管理職の合議のうえ、障害保健福祉部長までの決裁を受けます。

(4) 個別ケース会議

- 被虐待者の支給決定を行っている福祉事務所が中心となって実施します。
- 必要に応じて、障害保健福祉部施設担当課が参加します。

(5) 指導監査対応方針の検討

- 事実確認・情報収集後、直ちに関係機関を招集し開催します。
- 指導監査を見据え、『相談票』、『世帯状況票』、『状況整理票』の記録をもとに虐待の事実の確認を行い、指導監査対応方針の検討を行います。
- 会議録を作成し、速やかに決裁を受け、保存します。

(6) 関係機関による支援の実施

虐待防止・障害者保護を図るために各機関が適切な権限を行使します。

【被虐待者の支給決定を行っている福祉事務所】

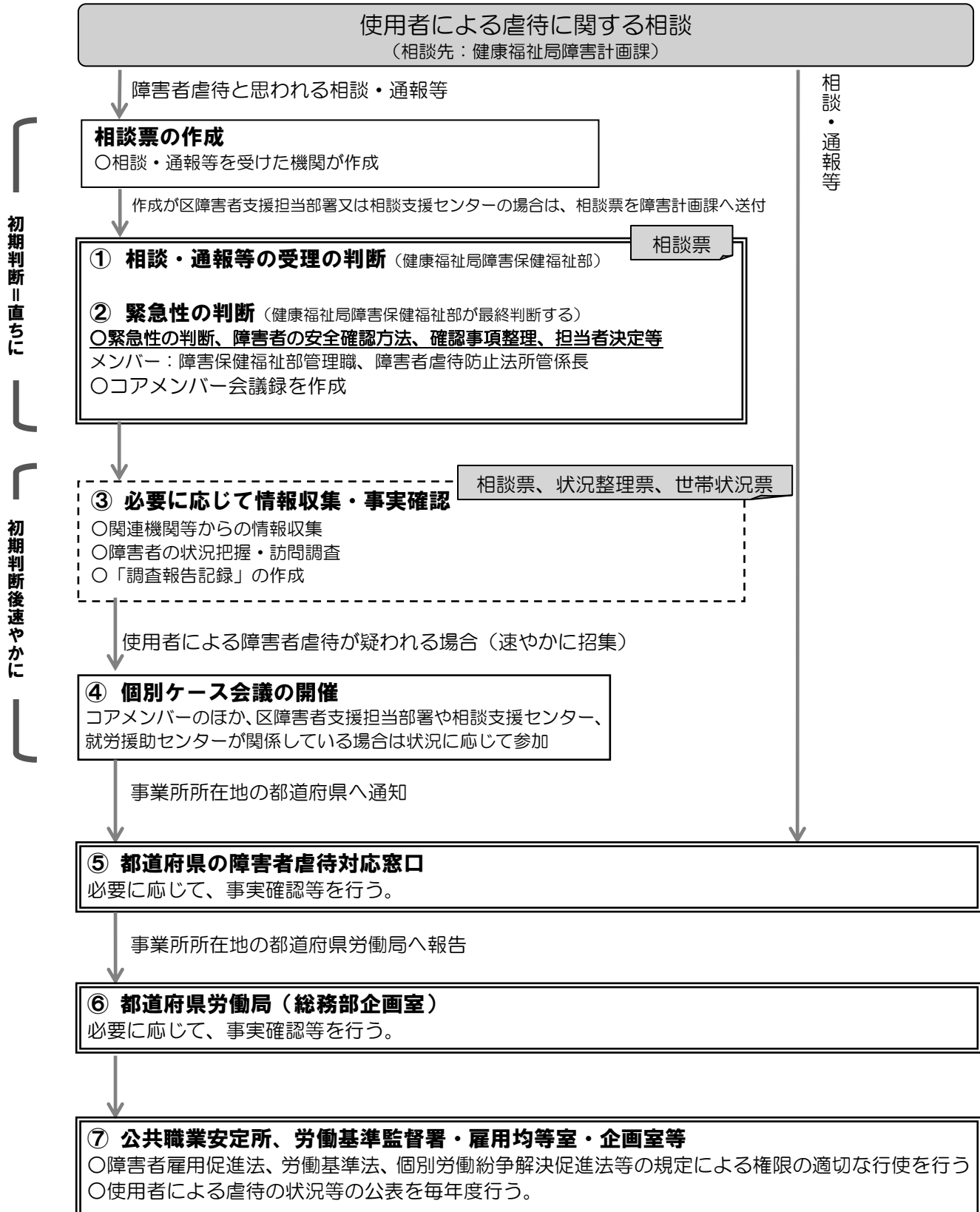
- 生活支援
- 障害者の保護を図る必要がある場合
 - やむを得ない措置
 - 緊急ショートステイ
 - 他の障害者施設などへの入所

【障害保健福祉部】

- 社会福祉法及び障害者総合支援法等の規定による権限の行使
- ※指導監査を行うとともに、必要に応じて指定の取消や処分の公表を行う

※このフローで「区障害者支援担当部署」とは、各区地域みまもりセンター及び地区健康福祉ステーションの障害者支援を行う係を指す。

使用者による虐待対応システム・フロー



4 利用者からの虐待への対応

(1) 相談・通報、届出の受付

相談・通報、届出窓口は、市健康福祉局障害計画課が窓口となります。

相談・通報についての基本的な考え方

(相談窓口) 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

*電話・ファックスによる相談・通報・届出は、電話対応先を別にも設置

(通報先) 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

*『障害者虐待発見チェックリスト』と『障害者虐待リスクアセスメントシート』を、常に意識しながら、対応していく。

*健康福祉局障害保健福祉部障害計画課に直接電話で相談があった場合は、別途設置の電話対応先に転送することなく、その機関で内容を受け止める。

しかしながら、実際の相談・通報、届出は様々な方法や経路によることが想定され、利用者による虐待として、区障害者支援担当部署又は相談支援センターに連絡があることも考えられます。また、通報者についても会社従業員である場合、家族である場合、電話や手紙である場合など様々です。

そのため、第一次的には、相談・通報、届出を受けた窓口において、「利用者からの障害者虐待の受理機関は健康福祉局障害計画課であるうえ、事業所への指導権限を有する機関は都道府県労働局になる」ことを説明したうえで、情報の整理を行います。相談内容は、労働条件に係る苦情なのか、虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。そのため、可能な限りその内容を見極め、利用者による虐待（疑いを含む）のケースについては、市健康福祉局障害計画課へ連絡します。

【事業所の所在地と障害者の居住地が異なる場合】

① 本市に事業所が所在するが本市居住ケースでない場合

通報等を受けた窓口は、通報者への聞き取りなどの初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、健康福祉局障害計画課経由で事業所の所在地の神奈川県に通知します。併せて、その後の対応等については居住地の市町村が生活上の支援を行うこととなりますので、健康福祉局障害計画課経由で居住地の市町村に連絡します。

② 他自治体に事業所の所在地があり、本市居住ケースの場合

通報等を受けた窓口は、通報者への聞き取りなどの初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、健康福祉局障害計画課経由で事業所の所在地の都道府県に通知します。併せて、事業所への訪問調査等を行う際に、事業所と付き合いのある事業所の所在地の市町村の協力が必要な場合は、事業所の所在地の市町村にも情報提供するとされていますので、健康福祉局障害計画課から事業所の所在地の都道府県に通知します。

虐待を受けている障害者への対応については、虐待を受けている障害者の生活支援の観点で、必要に応じて各区・地区障害者支援担当部署や相談支援センター等と協働して対応することとします。

③ 事業所の所在地又は障害者の居住地の都道府県に通報等があった場合

通報を受けた都道府県は、速やかに居住地の市町村に連絡をする必要があるとされており、

川崎市では、市健康福祉局障害計画課に連絡がなされる仕組みをとります。その後、虐待を受けている障害者が市内居住の方である場合は、障害者の生活支援の観点で、必要に応じて各区・地区障害者支援担当部署や相談支援センター等と協働して対応することとします。

（２）相談・通報等の受理、緊急性の判断

障害者虐待について、相談・通報や被虐待者からの届出を受けた際には、相談・通報又は届出がなされた内容が、「障害者虐待（疑いを含む）」の内容なのか、「障害者虐待（疑いを含む）」の事案がどの程度緊急性が高いか、健康福祉局障害計画課を中心として、必要に応じて、通報を受けた関係機関により構成される「コアメンバー」において、初期の判断を行います。

- 相談・通報又は届出がなされた内容が、「障害者虐待（疑いを含む）」の内容なのか受理の有無について直ちに判断を行います。「障害者虐待（疑いを含む）」の内容でない場合は、受理しないこととなりますが、その後の相談支援につなげる必要があるのかについても協議します。相談支援も不要と判断する場合は、相談内容についての対応は終了となります。
- 相談・通報等の受理後、「コアメンバー」において、連携・協議を行い、**初期段階での情報を有する範囲で直ちに緊急性等の判断**を行います。その判断は、健康福祉局障害保健福祉部が行います（緊急性の判断、障害者の安全確認方法、確認事項整理、担当者決定等）。
- 判断にあたっては、管理職である障害保健福祉部の課長職以上が同席で判断します。ただし、不在時は、障害計画課の障害者虐待防止法所管係長が同席し、当該担当課長には、電話等により報告、指示を仰ぐようにし、**集まれるメンバーで直ちに判断することが必要**です。
- 決定内容を、『コアメンバー会議録』に記録し、速やかに決裁を受け、保存します。

（３）情報収集、事実確認

- 相談・通報等を受けたときは、障害計画課において、速やかに情報収集・事実確認を行います。
- 状況に応じて、県とも協議の上、訪問を行い確認します。
- 確認事項（本人）：虐待の種類、程度、事実と経過、安全確認（本人への面会）、身体状況、精神状態、生活環境、業務内容、勤務体制、労働環境、障害者の生活状況等
- 確認事項（事業所）：当該障害者の従事する業務内容・勤務体制・労働環境、虐待を行った疑いのある職員の業務内容・勤務状況・当該障害者との関係、通報等の内容に係る事実確認・状況の説明、職員の勤務体制や給与支払い状況など

※都道府県が都道府県労働局へ報告する際に使用する『労働相談票』に記載する情報も念頭に置きつつ確認していきます。

- 調査報告を任意の様式で構わないので、コアメンバーとなる各管理職の合議のうえ、障害保健福祉部長までの決裁を受けます。

（４）個別ケース会議

- 調査結果を通じて、虐待の事実についての確認を行います。
- 虐待が認められる場合は、事業所の所在地の都道府県へ通知します。（第23条）

(5) その後の対応

- 都道府県経由で、事業所所在地の都道府県労働局へ報告がなされ、都道府県労働局内各部署が各種法律に基づく権限の行使を検討していきます。
- 当該障害者が区障害者支援担当部署や相談支援センターと関わりのあるケースの場合又は生活支援をしていく必要のある場合は、都道府県労働局から健康福祉局障害計画課を通じて区障害者支援担当部署にも情報を共有し、当該障害者の生活支援を行うため協議します。

第3章 緊急対応の判断

1 緊急性の判断

障害者虐待について、相談・通報や被虐待者自身からの届出を受けた際には、窓口（区障害者支援担当部署又は相談支援センター）では、相談・通報又は届出がなされた「障害者虐待」の事案がどの程度緊急性が高いか、また、虐待かどうかの初期判断を行う必要があります。ここで、「虐待」と判断するための目安として「リスクアセスメント・シート」の活用が補助的ツールとして考えられ、これを参考に生命・身体に危険があり、早急な対応が必要となるかどうかの初期の判断を行ってください。

また、初期判断後のコアメンバー会議及び個別ケース会議においても緊急性の判断を行うとともに、虐待のリスク度が高まっているのか、低くなっているのかを判断するための目安として活用することも有効なため、継続して活用してください。

【リスクアセスメント・シート】

(1) 活用目的

① 支援の緊急度、方向性の判断

虐待を受けている障害者を緊急保護するか否かという支援の緊急度の判断の際に、また、「保護」するか在宅での「集中的援助」とするか、あるいは、「在宅での継続的、総合的援助」とするか、という支援の方向性を判断する際に活用します。

② 情報の整理と認識の共有

個別ケース会議を行う際、参加者の持つ情報を整理し、事例に関する共通認識を形成していくために活用します。

③ 必要な情報の確認

必要な情報を収集・確認できているかどうかチェックするために活用します。

(2) 留意点

① 緊急度が高い事例においては、本シートを活用することなく、一次保護などの緊急対応を行うことも考えられますが、本シートは情報共有や記録として有用であることから、事後的にでも確認を行い、必ず作成してください。

② あくまで保護・援助の必要性を判断するための一つのツールですので、これを機械的に適用することは避けてください。

③ リスク要因だけでなく、リスク要因を緩和するような当事者の強み、良い点、長所についても探索し、記入してください。

④ シートに記載された情報だけで支援計画を立てることは困難です。事例の全体像を把握し、なぜ虐待が起きているのか、防げない要因は何かを理解したうえで支援計画を検討する必要があります。

⑤ そのためには、生活歴などシートに記載されていない情報についても収集する必要があります。

*アセスメントを行う際は、単独の支援者が行うのではなく、組織として複数人の支援者で対応します。また、複数の関係機関が連携して対応するよう努めてください。

	<p>あてはまる場合には[]に○を記入し、該当するものを○印で囲む あてはまらない場合は×。情報が未収の場合は？。</p>	<p>関連情報、あるいは強みや良い点を記入</p>
基本項目	<p>被虐待者は意思疎通が可能か？ [○] できる ×の場合： ()</p>	<p>気持ちを表現することができる。</p>
最重度	<p>① 当事者が保護を求めているか？ [×] 被虐待者自身が保護を求めている () [×] 虐待者が障害者の保護を求めている ()</p>	<p>電話をかけることができる。</p>
	<p>② 当事者の訴える状況が差し迫ったものか？ [×] 「殺される」「○○が怖い」「何も食べてない」等の訴えあり () [×] 「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり () [?] 性的虐待が疑われる ()</p>	<p>暴力をふるわれることは嫌だが、両親のことは好きである。</p>
	<p>③ すでに重大な結果生じているか？ [×] 例：頭部外傷（血腫 骨折）腹部外傷 意識混濁 重度の褥瘡 重い脱水症状 脱水症状の繰り返し 栄養失調 全身衰弱 強い自殺念慮 その他 ()</p>	<p>通院を伴う怪我を受けたことはない</p>
重度	<p>④ 今後重大な結果が生じるおそれの高い状態がみられるか？ [?] 頭部打撲 顔面打撲・腫脹 不自然な内出血 やけど 刺し傷 極めて非衛生的 極端な怯え その他 ()</p>	
	<p>⑤ 繰り返されるおそれが高いか？ [○] 習慣的な暴力 新旧の傷・あざ 入退院の繰り返し その他 () [?] 虐待者の認識：虐待の自覚なし 認めたがらない 援助者との接触回避 () [?] 虐待者の精神的不安定・判断力の低下 非現実的な認識 その他 ()</p>	<p>暴力をふるわれることを施設職員に報告することができる。両親と施設職員の関係は良好。</p>
中度	<p>⑥ 虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ [×] 被虐待者への拒否的感情や態度 () [×] 重い介護負担感 () [×] 介護疲れ () [○] 障害と介護に関する知識・技術不足 () [○] 性格的問題（偏り）：衝動的 攻撃的 未熟性 支配的 依存的 その他 () [?] 障害・疾患：知的障害 精神疾患 () 依存症 () その他 () [×] 経済的問題：低所得 失業 借金 被虐待者への経済的依存 その他 ()</p>	<p>生活保護を受給しており、経済的には安定している。</p>
軽度	<p>⑦ 虐待につながる家庭状況があるか？ [×] 長期にわたる虐待者・被虐待者の不和の関係 () [○] 虐待者・被虐待者の共依存関係 () [×] 虐待者が暴力の被害者 () [○] 虐待を抑制できる人が身近にいない（その他家族・親族が無関心） [×] 住環境の悪さ：狭い 被虐待者の居室なし 非衛生的 その他 ()</p>	<p>実父は支配的などころがあるが、本人とキャッチボールをしたりなど、面倒を見ている様子がある。</p>

判断の目安：最重度：①～③に○がある場合→緊急保護の検討
 重度：①～③には○がないが、④と⑤に○→保護の検討、もしくは集中的援助
 中度：①～⑤には○がないが、⑥に○→集中的援助、もしくは防止のための保護の検討
 軽度：①～⑥には○がないが、⑦に○→継続的、総合的援助

(3) 虐待状況からの判断基準

① 最重度【介入の緊急度：非常に高い】

→生命、心身の健康に重大な危険が生じている状態

《緊急性が非常に高いと判断できる状況例》

○生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される

- ・骨折、頭蓋内出血、重傷の火傷などの深刻な身体的外傷
- ・極端な栄養不良、脱水症状
- ・「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報
- ・器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される

○障害者本人が保護を求めている

- ・障害者本人が明確に保護を求めている

(対応)

緊急一時保護、関係機関・かかりつけ医への連絡、入院・入所の手続きを検討する。

② 重度【介入の緊急度：やや高い】

→今後重大な危険が生じるおそれの高い状態、虐待が繰り返されるおそれが高い状態

(対応)

緊急分離を念頭に置きながら、障害福祉サービスの導入など重点的かつ多くの支援を実施する。

③ 中度【介入の緊急度：状況の推移次第】

→虐待者に虐待につながるリスク要因がある状態

(対応)

障害福祉サービスの導入など重点的かつ多くの支援を実施するほか、家庭環境に応じて防止のための保護を検討する。

④ 軽度【介入の緊急度：低い・やや低い】

→虐待につながる家庭状況がある状態

(対応)

関係機関でチームを組み、経過観察し、家庭環境を含めた調整、具体的な支援を通じて注意深くフォローアップする。

虐待につながるような疾病や障害などの固定的な要素があるためにチェックがついたとしても、その要素に対する個別的な支援を行うなど、虐待のリスクを除却することが可能な支援が行われるとすれば、そのチェックは虐待のリスクに係るチェックから外れるものと考えてください。

第4章 立入調査

1 立入調査とは

障害者虐待防止法第11条では、**「養護者による障害者虐待」により、障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるとき**は、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をすることができると規定されています。立入調査については、養護者等に事前に認知されないように実施する点に留意してください。

- 当事者から情報が取れない場合であっても、関係者から必要な情報が取れると判断したときは、その方法を優先させます。それらの方法がなく、障害者の安全が気遣われるようなときには、立入調査権の発動を検討します。
- 介入のタイミングは重要なポイントであるため、（障害者本人と養護者等が共に在宅している時と、障害者本人が通所している時のいずれが良いかなど）タイミングや状況、関係者の協力などを総合的に勘案して決定します。
- 決定にあたっては、管理職である区役所障害者支援担当部署の課長職以上が同席で判断してください。緊急時で不在の場合は、障害者支援担当部署係長が同席し、当該担当課長には、電話等により報告、指示を仰ぐようにします。

立入調査が必要と考えられる状況の例としては、次のようなものが考えられます。

～立入調査が必要と判断される状況の例～

- 障害者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- 障害者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- 何らかの団体や組織、あるいは個人が、障害者の福祉に反するような状況下で障害者を生活させたり、管理していると判断される時。
- 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に障害者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
- 障害者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者との関わりに拒否的で接触そのものがないとき。
- 入院や医療的な措置が必要な障害者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内にひきこもっているようなとき。
- 入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や障害者の安全が懸念されるようなとき。
- 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる障害者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障害者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、障害者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や障害者の保護が困難であるとき。

2 警察への援助要請

- 立入調査の実施にあたり、養護者から物理的その他の手段による抵抗を受ける恐れがあるなど、警察官の援助が必要である場合には、所轄の警察署長へ援助要請を行うことができます。ただし、立入調査は障害者虐待防止法第11条の規定に基づき市が主体となって実施するものであるため、警察の職務ではないことに留意が必要です。
- 警察への援助要請の実施にあたっては、状況の説明や立入調査に関する事前協議を行う必要があります。
- 警察官の職務範囲は、障害者虐待防止法第12条第3項に、「警察署長は、市からの援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同行の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法その他法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない」と規定されておりますが、その範囲について明確な明文規定はありません。障害者虐待と同様に警察への援助要請が可能な児童虐待に対する対応を参照すると、市長により援助を求められた警察官は、
 - ① 職務執行の現場に臨場したり、現場付近で待機したり、状況により市職員等と一緒に立ち入ること
 - ② 養護者等が暴行、脅迫等により職務執行を妨げようとする場合や障害者への加害行為が現に行われようとする場合等において、警察官職務執行法第5条に基づき警告を発し又は行為を制止し、あるいは同法第6条第1項に基づき住居等に立ち入ること
 - ③ 現に犯罪に当たる行為が行われている場合に刑事訴訟法第213条に基づき現行犯として逮捕するなどの検挙措置を講じること

などの措置をとることが考えられます。介入に当たっては、介入の統括者と警察官の間で十分の意思疎通を図り、対応方法などについての認識に齟齬がないようにしておくことが重要です。

3 立入調査にあたっての留意事項

- 立入調査を行う職員は、立入調査証を携帯します。しかし、立入調査をするとき必ず証書を見せなければならないというのではなく、必要に応じて使用することになります。また、単なる事実確認や訪問調査の際には、証書は必要ありません。立入調査と一般の事実確認、訪問調査は厳格に区別される必要があります。
- 予測される事態に備え、必ず複数の職員で行います。
- 立入調査の執行について、養護者等に事前に知らせる必要はありません。
- 立入調査は、法律に基づいた行政行為であることを説明し、冷静な対応を心がけます。その上で、立入調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由などについて誠意を持って説明します。また、障害者に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えることが必要です。
- なお、正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁

せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁させず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処せられることとなっています（第46条）。

【保護の判断と実行】

- 障害者本人の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無などを観察します。
- 障害者本人と意思疎通が可能な場合には、養護者から離れた場所で聴取します。
- 居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、養護者の同意を得た上で写真等の活用を含めて記録しておきます。

【緊急性ありと判断した場合】

- 障害者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、障害者の生命や身体に関わる危険が大きいときには、緊急入院や身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による措置を通じて、緊急に障害者と養護者を分離しなければならないことを伝え、養護者の意思に反する場合であっても実行に踏み切ることが必要です。

【緊急性なしと判断した場合】

- 緊急に障害者と養護者とを分離することの必要が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかったということを率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うことが必要です。
- 緊急の対応が不要になったとしても、障害者及び養護者が支援を要すると判断される場合には、継続的に関わりを持つことが必要となります。各機関におけるサービスの説明や、何かあればいつでも相談に乗ることを伝え、支援につなげやすくします。

【調査記録の作成と関係書類等の整備】

- 立入調査執行後は、調査記録を作成します。
- 関係書類については、障害者の外傷の状況記録や、医師の診断書、調査に同行した関係者による記録などの入手、保存に努め、調査記録と共に整備しておきます。

第5章 やむを得ない事由による措置

1 やむを得ない事由による措置とは

(1) 内容

やむを得ない措置とは、障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所（以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする身体障害者、知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費、訓練等給付の支給を受けることが著しく困難であることが、福祉事務所長が認めるときに、職権を持って障害福祉サービス等の提供に結びつけることです。

(2) 根拠法令

① 身体障害者福祉法第18条第1項及び第2項

② 知的障害者福祉法第15条の4及び第16条第2項

*当該障害者が身体障害者及び知的障害者以外の障害者である場合は、身体障害者又は知的障害者とみなして、上記の規定を適用することも定められています（第9条第2項）。

(3) やむを得ない事由とは

① 本人の意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない等の理由により、介護給付費等の支給申請、又は指定障害福祉サービス事業者との契約ができない場合

② 家族等からの介護者から虐待を受け、当該介護者による虐待から保護される必要があると認められる場合

③ その他、福祉事務所長が必要と認める場合。

*要否の判断については、障害者やその家族に多大な影響を与えるものであるため、誤った判断によって、障害者を守れずに最悪の事態を招く危険性もありますが、一方で、必要のない養護者との分離をしてしまうことで、養護者が障害者を支援する力を弱めてしまう危険性も含んでいます。過不足ない介入や援助のあり方を的確に判断する必要があるため、措置の要否判断については、コアメンバー会議等を経た機関決定は無論のこと、外部との連携も含め、出来る限り客観的で合理的な判断が必要になります。そのためには、系統的かつ専門的な情報収集と情報整理、そして情報評価が必要になります。

(4) 支給を受けることが著しく困難であるとは

① 指定障害福祉サービス事業者等との「契約」が期待しがたい場合

② 市町村への介護給付費等の支給「申請」が期待しがたい場合

*障害者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって障害者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、措置を講じることが規定されています。

2 措置後の対応

- 施設等に保護された障害者は、虐待を受けたことに対する恐怖心や不安を抱きながら慣れない環境で生活を送ることになりますので、障害者に対する精神的な支援が重要です。
- 保護された障害者が特に介護の必要もなく自立している場合には、障害者施設的环境になじめないことも想定されるため、その後の居所をどのように確保するかが新たな課題となります。
- 可能な限り障害者本人の意思を尊重し経済状態や親族等の協力度合いを把握しながら、障害者が安心して生活を送れる居所を確保するための支援が必要になります
- 成年後見制度を活用し、介護給付費等の支給申請や、指定障害福祉サービス事業者等との契約が締結できるようにするなど、措置を行うに至った状態を解消するよう努める必要があります。
- 年金搾取など経済的虐待が行われていた場合には、口座を変更するなど関係機関との連携が必要になる場合もあります。

3 措置の解除

- 保護によって障害者が落ち着き、今後養護者の元に戻るより独立した生活を営んだ方が容易と判断される場合、退所までは地域移行支援、退所した後は地域定着支援の対象となる場合がありますので、これらの制度を活用しながら継続的に支援していくことが必要です。
- 関係機関からの支援によって養護者や家族の状況が改善し、障害者が家庭で生活することが可能と判断される場合、家庭に戻ってからの一定期間は、関係機関等による障害者や養護者等への手厚いフォローが必要と考えられます。
- 障害福祉サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合。保護によって、障害者が落ち着き、自ら障害福祉サービスの利用に関する契約が可能になった場合や、後見人等が選任されたことによって、障害福祉サービスの利用に関する契約が可能になった場合などが考えられます。
- また、やむを得ない事由による措置が継続している場合でも、少人数集団での支援が望ましいなど、障害者本人の状況に応じて、グループホームへの移行を検討した方が良い場合があります。

4 措置による障害福祉サービス等の利用に係る利用者負担額

平成18年11月17日付け障障発1117002号「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」の別紙「やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準」に基づく額とし、利用者負担額の決定等の事務手続きは「川崎市児童福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の規定による障害福祉サービス等の措置に係る費用の徴収に関する規則」によります。

利用者負担の徴収や措置費の施設等への支払いに関しては、健康福祉局障害福祉課が所管しています。措置を実施する際には、障害福祉課と連携して進めてください。

第6章 成年後見制度・日常生活自立支援事業

1 成年後見制度

障害者虐待防止法では、虐待対応のための手段として、市町村長は成年後見制度の審判の適切な請求や、成年後見制度が利用しやすいような制度の構築を取るべきことが規定されています（同法第9条第3項、第44条）。

障害者の判断能力が十分でないような虐待のケースについては、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を検討します。

これらの制度は、直接的に障害者虐待の解決をするものではありませんが、支援計画の一つとして位置づけられるべき手法として考えられます。

（1）成年後見制度が活用される場面

- 障害者虐待のケースにおいて、成年後見制度が活用できるといっても、この制度は、対象者の判断能力が不十分でなければ利用は不可能であり、虐待の事実だけをもって、申立てをすることはできません。
- しかしながら、「措置から契約へ」という流れの中で、障害者が自分の意思で受けたいサービスを選択するという現在の障害者総合支援法の趣旨は、被虐待障害者についても尊重されなければなりません。もし、被虐待障害者が重い知的障害や精神障害などでしっかりと意思表示ができないならば、成年後見制度を利用し、本人の意思に沿った適切な障害福祉サービスの利用につなげていく必要があります。
- 支援計画に基づく対応として、成年後見制度の活用が不可欠と想定される場面を次の通り例示しますので参考にしてください。

～虐待ケースにおける成年後見制度利用の例示～

- ① 経済的虐待のケース、もしくは、経済的虐待に発展するようなケース
- ② 身体的虐待により、措置により障害者支援施設などに入所し、その**対象者が、多額の財産を持っているケース**
- ③ 身体的虐待などにより、措置により障害者支援施設に入所したが、知的障害、精神障害の症状が重いことにより**措置から契約に移れないケース**
- ④ 財産上の不当取引の被害にあった者、またはあうと想定されるケース

（2）法定後見制度と任意後見制度、市長申立による後見制度の利用

- 成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度がありますが、任意後見制度は、本人の判断能力があるときに結ぶ任意後見契約となるため、一般的には、障害者虐待のケースにおいては、本人の判断能力が不十分な状態で審判の請求ができる、法定後見制度が活用できます。
- 法定後見制度の申立は、一般的には配偶者や四親等以内の親族などが行うこととなっているため、虐待のケースで、これら親族の協力が無い場合、適切に制度利用に結び付かないことになってしまいます。このような場合には、市町村長による申立を行い、本人の保護

や支援を図っていく必要があります。

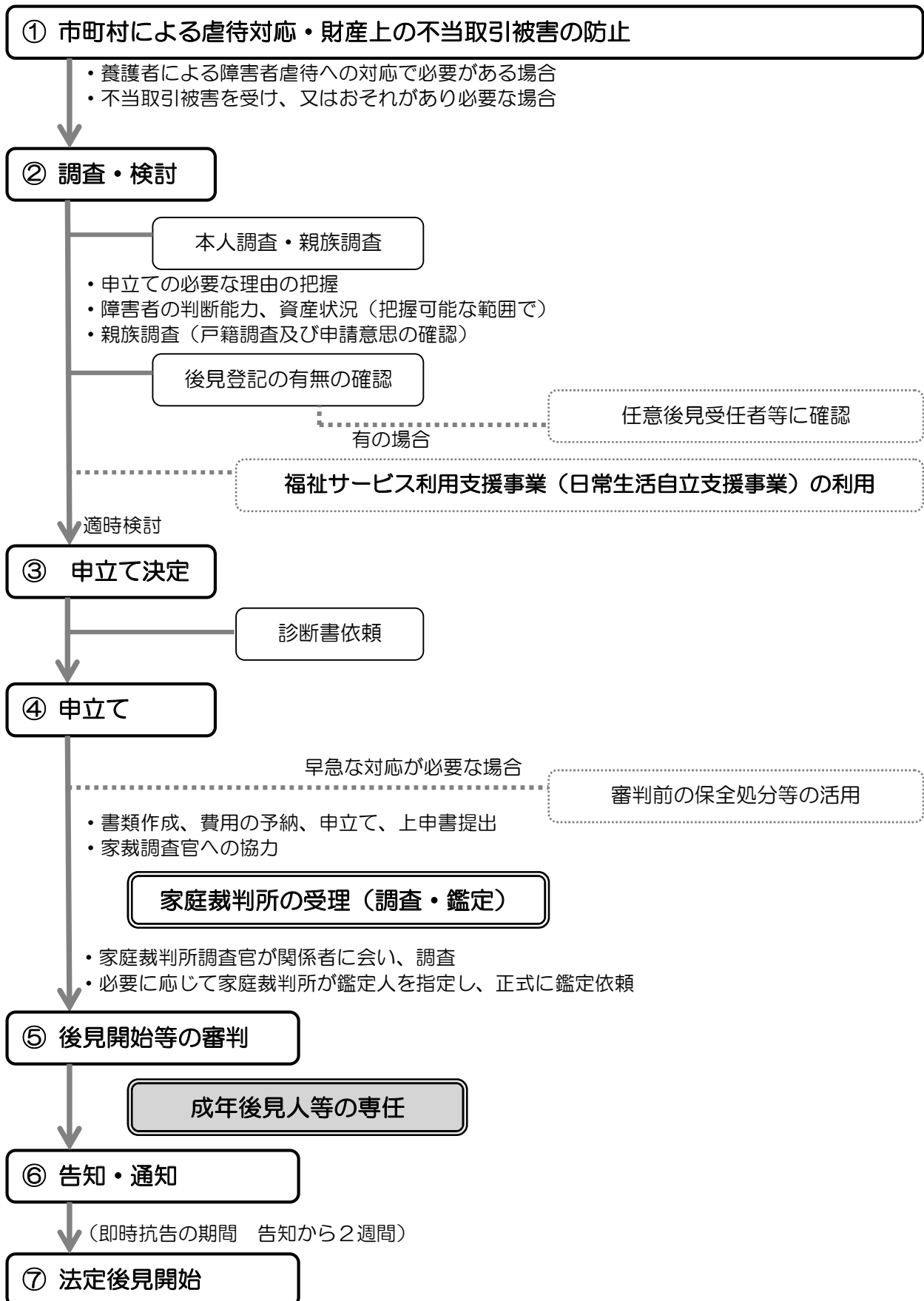
- ・市長申立は基本的には四親等以内の親族がいない場合に行うことが想定されていますが、**障害者虐待のケースでは、親族がいても非協力的である場合や、そもそも親族に申立ての能力がないような場合も想定されるため、単純に親族がいるという事実によっては、市長申立は妨げられない**と考えられています。
- ・いずれにせよ、必要性が認められれば、迅速に制度利用につなげる必要があります。

(3) 成年後見制度の類型について

成年後見制度は、判断能力の程度に応じて、補助、補佐、後見の3類型に分かれています。

類型		後見	保佐	補助
要件	判断能力	精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方	精神上的障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な方	精神上的障害により事理を弁識する能力が不十分な方
	鑑定の要否	原則として必要		原則として不要
開始手続	申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人・未成年後見監督人、後見人等・後見等監督人、検察官、任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人、 市区町村長		
	本人の同意	不要	不要	必要
名称	本人	成年被後見人	被保佐人	被補助人
	保護者	成年後見人	保佐人	補助人
	監督人	成年後見監督人	保佐監督人	補助監督人
同意権・取消権	付与の対象	日常生活に関する行為以外の行為	民法13条1項所定の行為、及び申立の範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為(民法13条1項所定の行為の一部)
	付与の審判	不要	不要	必要
	本人の同意	不要	不要	必要
	取消権者	本人、成年後見人	本人、保佐人	本人、補助人
代理権	付与の対象	財産に関する全ての法律行為	申立の範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	
	付与の審判	不要	必要	必要
	本人の同意	不要	必要	必要
保護者の責務		本人の意思の尊重、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務		

＜成年後見制度利用における市長申立てのフローチャート＞



2 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者などのうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

援助の内容には以下のようなものがあります。

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃貸、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）」「定期的な訪問による生活変化の察知」

本事業の対象となるのは、福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的金銭管理などについては自分の判断で適切に行うことが困難ですが、契約書や支援計画書の内容を理解することができる方です。障害者虐待では、知的障害者、精神障害者に対する経済的虐待や財産上の不当取引による被害などの事案が発生しています。このような被害を防ぐための支援のひとつとして本事業の活用を検討することが必要です。

第7章 養護者の支援

1 養護者の支援の意義

- ・障害者虐待防止法は、初めの法律の定義の部分でも述べたとおり、「養護者の支援に関する法律」でもあり、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています。（第14条第1項）
- ・障害者虐待支援の最終的な目標は、在宅支援と措置の別によらず、家族関係の回復や生活の安定にあります。支援開始後は、定期的なモニタリングを行いながら、継続的に関わって障害者や養護者・家族の状況を再評価し、最終目標につなげます。
- ・ここでは、養護者支援していく際に、考えるべき視点や対応方法に関して例示します。

(1) 養護者（虐待者）の支援の際

- ・障害者虐待事案への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考える対応することが必要です。
- ・虐待をしている当人にとってみれば、虐待をしているという意識のない場合が大半と考えられます。障害者に重度の障害があったり、養護者に障害に関する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する状態にある、アルコールや薬物への依存、精神疾患、社会からの孤立、介護負担など、障害者虐待は様々な要因が絡み合って生じており、障害者に対する虐待を防止するためには、虐待を行っている養護者を含む家族全体に対して、適切な支援を行うことが重要と考えられます。
- ・養護者（虐待者）の支援を考えていく際には、次のような視点を持って対応していく必要があります。

～養護者（虐待者）支援の際の対応の視点～

- ① 養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう
- ② 養護者を悪者と決めつけない
- ③ 救済に値することを理解する
- ④ 虐待の起きている背景を理解する
- ⑤ 養護者（虐待者）と被虐待者へは、別々の人が対応する
- ⑥ 養護者との間に信頼関係を確立する

□介護負担が虐待の要因と考えられる場合には、障害福祉サービスや各種地域資源の利用、家族会等への参加、カウンセリングの利用を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにします。

□特に、養護者の負担感が大きい場合は、短期入所や通所サービスなど、養護者が障害者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。

□障害福祉サービスを見直すことで、時間をかけて養護者を巻き込みながら状況の改善を図ることが効果的な場合もあります。障害者に重度の障害があり介護負担が大きい場合などは、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行います。

□また、介護をしている養護者に対する周囲の人々の何気ない一言が養護者を精神的に追い

つめてしまうこともあります。支援者を含め家族や親族が養護者の日々の介護に対するねぎらいの言葉をかけたり支援することが、養護者の精神的な支援にもつながることがあります。

□養護者や家族に障害等があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず、十分な支援や治療を受けられていなかったり、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合等は、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関からの支援の導入も検討します。その際、チーム同士がバラバラに支援するのではなく、個別ケース会議に参加してもらうなどして、ともに支援方針をつくった上で役割分担し、支援に取り組む必要があります。

□支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者との信頼関係を確立するように努める必要があります。そのためには、できれば障害者の保護等を行う支援者と養護者等への支援を行う支援者を分けることも検討します。

(2) 施設入所などの分離対応をした際

- ・被虐待障害者を施設入所などにより分離、保護したときなどは、特に養護者（虐待者）が孤立してしまう場合が想定されます。
- ・最終的に、本人と養護者（虐待者）の関係を再構築し、在宅に戻すような支援目標を立てたならば、被虐待障害者の対応だけではなく、養護者（虐待者）のケアも検討する必要があります。

(参考) 養護者からの不当な要求があった場合の対応

- ・養護者による障害者虐待への対応では、上記のとおり、養護者支援の視点が重要ですが、中には、対応の過程で養護者から不当な要求や脅し等が行われる場合もあります。こうした場合には、通常の養護者支援とは区別し、組織的な対応を図ることが必要となります。
- ・例えば、窓口を一本化させ、統一的な方針の下に毅然とした態度で臨む、職員一人で対応しない、やり取りを記録に残しておく、必要に応じて専門家チームの助言を仰ぐ、などの対応が重要です。

(3) 養護者支援のポイント

障害者虐待の事例では、介護の知識不足、介護疲れ、家族間の人間関係、養護者の病気や障害等、複雑な要因が絡み合って虐待が生じています。常に養護者にも何らかの支援が必要であると考えて対応する必要があります。

① 事例を全体的、総合的にとらえる

養護者支援を考えると、その事例の全体的、総合的な状況を理解することが重要です。障害者と養護者は、互いに影響を与え合いながら地域で暮らしています。地域には障害者と養護者を取り巻く環境があり、障害者の暮らしは環境から影響を受けています。このことから、障害者虐待の解決や防止のためには、障害者だけを支援するのでは不十分であり、養護者を支援し、障害者や養護者を取り巻く環境にも働きかける必要があります。

ます。

障害者の権利擁護を最優先としつつ、養護者の身体機能・精神心理的状态・社会的な側面を総合的にとらえます。ジェノグラムやエコマップを用いて障害者と養護者、取り巻く環境を可視化し、現在の状況を総合的につかみ、関係者間で共有する方法が有効です。

② 幅広い情報収集、チームによるアセスメントと支援計画策定

これまで関わりのあった関係者や近隣住民の協力を得ながら、幅広く情報を収集し、アセスメントすることが重要です。コアメンバー会議や個別ケース会議では、虐待の状況に応じて様々な視点から状況を分析し、多方面からの支援が行われるようにする必要があります。養護者支援についても幅広い意見を出し合った上で支援計画を作成します。支援計画に基づいて関係者と連携・役割分担し、介護負担や介護ストレスの軽減など、養護者自身が抱える課題に応じた専門的な支援を進めていきます。

③ 虐待を解決するための支援と障害者の生活の安定までの継続的な支援

障害者虐待防止のための支援の基本は発生予防から虐待を受けた障害者の生活の安定までの継続的な支援です。虐待が解決した後は再発を予防することも重要になります。

虐待の状況を把握したら、情報収集、事実確認、アセスメントを迅速に行い、コアメンバー会議において、組織的に虐待がどうか判断します。また、個別ケース会議等を通じて多機関で連携して支援課題を明確にし、支援計画を作成し、支援を開始します。支援課題として養護者の問題があれば養護者への支援計画を策定し、実施します。支援結果をモニタリングし、虐待の状況が改善された場合は組織的に終結と判断します。その後はまた通常の相談支援の関わりへと引き継がれ、ニーズに応じて必要な支援が計画され提供されますが、その一つとして虐待の再発予防が含まれます。再発予防のために必要であれば、養護者支援が継続されます。

第8章 身体拘束

1 身体拘束に対する考え方

(1) 基本的考え方

障害者支援施設等の利用者が、興奮して他の利用者を叩く、噛みつくなどの行為があるときや自分自身の顔を強く叩き続けるなどの行為があるときには、やむを得ず利用者の身体を拘束したり居室に隔離したりするなど行動抑制をすることがあります。このような行動制限が日常化してしまうと、そのことが契機となって利用者に対する身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険があります。障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされています。身体拘束が日常化することが更に深刻な虐待事案の第一歩となってしまいう危険もあります。身体拘束は、行動障害のある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多いので、やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要があります。

(2) 身体拘束とは

「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、**緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならない**とされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。

ここでは、厚生労働省の「身体拘束ゼロへの手引き」から、身体拘束に当たると思われる行為について、具体的に掲載しました。

身体拘束の具体例 ※「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省発行より）

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚でかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないようにY字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

※上記はあくまで例示であることから、この項目に該当しなくても、「本人の意思によらない行動制限」があれば身体拘束になる可能性があります。

(3) やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

身体拘束が、障害者虐待防止法における障害福祉施設従事者等による虐待に該当するものと解されておりますが、身体拘束が行われる際の「緊急やむを得ない場合」に該当する要件として、一般的に考えられているものについて次のとおり掲載しました。

- ①**切迫性**：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。
- ②**非代替性**：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法に選択する必要があります。
- ③**一時性**：身体拘束その他の行動制限が一時的であること
一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

(4) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

- ・やむを得ず身体拘束を行うときは、個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定する必要があります。

⇒この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者など、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。

- ・身体拘束を行う場合には、個別支援計画に

- 緊急やむを得ない理由
- 身体拘束の態様や時間

を記載します。これは、合議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下で決定していくために行うものです。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です。

③ 必要な事項の記録

また身体拘束を行った場合には、

- 身体拘束を行うこととなった緊急やむを得ない状況
- 身体拘束の態様や時間
- 利用者の心身の状況等

を記録します。

④ 身体拘束廃止未実施減算の創設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が創設されました。

《身体拘束廃止未実施減算【新設】》 5単位/日

※ 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 等

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第172号）

（身体拘束等の禁止）

第48条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

第9章 資料

1 様式

ここでは、虐待対応を行っていくうえでの帳票類を掲載しています。障害者虐待のケースでは、緊急性が高かったり、問題の背景が複雑だったりするため、行政と相談支援センターで共通して使用できるような相談シートを作成し、情報の共有や整理が必要になると考えられます。また、虐待の有無についてできる限り客観的な事実を積み上げて判断していくことが大切であり、その内容を記録に留めておくことが組織的な判断を行う上で必要になります。

帳票のねらいと効果
本帳票は、虐待対応ソーシャルワークの視点に立って虐待対応を構造化するとともに、次の視点で作成しています。

① 標準化

虐待対応機関においては、組織として虐待対応の仕組みをつくりあげることが重要です。帳票は、虐待対応のプロセス全体を見通した虐待対応に必要な枠組みを標準化する上で必要不可欠であり、**帳票の使用を通じて、各段階で行うべきこと、おさえておくべきこと、その手順が明確になり、あるいは見落としを防ぐことができるよう**になります。帳票は、経験や勘に頼るのではなく、誰でも同じ状況ならば同じように対応できるようにすることができるよう作成されています。

② 明確化

虐待対応の各段階では、虐待の有無や緊急性の判断、保護分離など支援方針の決定、終結の判断などさまざまな判断、決定が求められますが、その判断の根拠を明確にすることが重要になります。そのためには、**集まった情報はどのようなものか、方針をいつ、どのような場で決定したのか、その根拠は何か**などのことが明確にされる必要があります。帳票は、この虐待対応の各段階の判断、決定のプロセスと内容を明確化し、それを記録し、後に検証できるものとするように作成されています。

③ 共有化

多様な背景をもつ虐待に適切に対応するためには、多様な機関によるチームアプローチが必要です。通報受理、関係機関との連絡協議、各種会議での方針決定などの一連の過程をチームとして行うには、正確な情報が共有化される必要があります。また、虐待対応においては個人情報保護との関連が問題になりますが、障害者本人の生命・身体・財産の保護を目的とする虐待対応のために共有すべき情報の集積と管理が重要になります。帳票は、関係機関がさまざまな情報を共有し、その情報を管理することが可能となるよう作成されています。

相談票

担当	係長		

記入者 所属 氏名

相談年月日	令和	年	月	日	時	分	～	時	分	対応者	
-------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	--

【相談の概要】

相談内容	<input type="checkbox"/> 養護者による虐待 <input type="checkbox"/> 障害者福祉施設従事者等による虐待 <input type="checkbox"/> 使用者による虐待										
	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> ネグレクト <input type="checkbox"/> 経済的虐待										
誰からいつからどのような障害者の現況頻度は近隣の風評通報に至った経過被虐待者を障害者であると思う理由など											

【本人の状況】

フリガナ氏名		性別		生年月日		年	月	日	歳	
現住所				電話番号						
障害の状況	身体障害（手帳 級）（種類 ） 知的障害（手帳 A1 A2 B1 B2 ） 精神障害（手帳 級） ・ 発達障害 ・ 難病 ・ その他（ ）									
利用サービス	障害福祉サービス	<input type="checkbox"/> 有（ ）							<input type="checkbox"/> 無	
	その他サービス	<input type="checkbox"/> 有（ ）							相談支援事業所	

【家庭状況】

氏名	続柄	年齢	特記事項	非虐待者を取り巻く家族の状況（家族関係・経済状況等）

情報源と保護者の了解	・相談者は、 実際に目撃している ・ 悲鳴や音を聞いて推測した ・相談者は、 関係者（ ）から聞いた ・保護者は、 この通告を（ 承知 ・ 拒否 ・ 知らせていない ）										
相談者（通報者）	氏名				受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	住所または所属機関名				電話番号			調査協力			
	本人との関係				相談意図	障害者の保護・調査・相談			匿名希望		

コアメンバー会議録

担任	係長		

障害者本人氏名 _____

会議日時 _____

	所属	氏名	所属	氏名
会議出席者				

(1) 虐待事実の判断、緊急性の判断

虐待事実の判断	<input type="checkbox"/> 虐待の事実なし <input type="checkbox"/> 相談継続（どの機関で： <input type="checkbox"/> 相談終了 <input type="checkbox"/> 虐待の事実・疑いあり（受理） → <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	判断根拠：		
緊急性の判断	<input type="checkbox"/> 緊急分離の検討 <input type="checkbox"/> 継続的、総合的援助 <input type="checkbox"/> 事実確認を継続	緊急性判断に至った事実	リスクアセスメントシート結果 【 - 】	
緊急時の対応の方向性	<input type="checkbox"/> 契約による障害福祉サービスの利用（短期利用） <input type="checkbox"/> 契約による障害福祉サービスの利用（施設等入所） <input type="checkbox"/> やむを得ない事由等による措置（短期入所） <input type="checkbox"/> やむを得ない事由等による措置（施設等入所） <input type="checkbox"/> 医療機関への入院 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
やむ措置を利用する理由		後見等申立	<input type="checkbox"/> 有（氏名 _____） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 検討中	

(2) 情報収集・事実確認事項

項目	具体的な役割分担			
	どのように	担当者	期日	留意事項

(3) 個別ケース会議

開催予定日		参加メンバー（予定）	
-------	--	------------	--

参考

【川崎市】虐待通報・届出受付票

虐待通報ダイヤル入電時の様式です。

受電日時	() () ~ () () 分	対応者	
------	---------------------	-----	--

【内容・報告】

入電内容 ※複数選択可	<input type="checkbox"/> 虐待通報 <input type="checkbox"/> 虐待以外の相談等 <input type="checkbox"/> 間違い等 <input type="checkbox"/> FAXによる通報・届出 (<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 経済的虐待)
虐待の種別	<input type="checkbox"/> 養護者による虐待 <input type="checkbox"/> 障がい者福祉施設従事者による虐待 施設名 () <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 使用者による虐待 勤務先 ()
緊急対応	<input type="checkbox"/> あり ⇒ <input type="checkbox"/> 警察に連絡 <input type="checkbox"/> 救急搬送依頼 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> なし

【相談者(通報・届出者)の情報】

相談者 (通報・届出者)	匿名希望	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢	不明	歳
	住所又は所属機関名								
	連絡先	不明							
	被虐待者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族・親族 <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> その他 ()							
	通報への同意	本人・保護者は: <input type="checkbox"/> 通報に同意している <input type="checkbox"/> 通報を拒否している <input type="checkbox"/> 通報を知らない							
	調査協力	担当からの連絡 (<input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 拒否)							
	情報源	<input type="checkbox"/> 実際に目撃している <input type="checkbox"/> 悲鳴や音等を聞いて推測した <input type="checkbox"/> その他 ()							

【被虐待者(障害者)の情報】

被虐待者 (障害者)	氏名	不明	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢	不明	歳
	住所	不明					
	地区 <small>(主たる障害が精神障害の場合は、川崎区(川崎))</small>	<input type="checkbox"/> 川崎区(川崎) <input type="checkbox"/> 大師地区 <input type="checkbox"/> 田島地区 <input type="checkbox"/> 幸区 <input type="checkbox"/> 中原区 <input type="checkbox"/> 高津区 <input type="checkbox"/> 宮前区 <input type="checkbox"/> 多摩区 <input type="checkbox"/> 麻生区 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 不明					
	連絡先	不明					
	主な障害 ※複数選択可	<input type="checkbox"/> 身体障害 (<input type="checkbox"/> 肢体不自由 <input type="checkbox"/> 視覚障害 <input type="checkbox"/> 聴覚障害(音声・言語・そしゃく障害含む)) <input type="checkbox"/> 内臓・免疫機能障害 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 知的障害 (身体障害との重複 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) <input type="checkbox"/> 精神障害 (身体障害との重複 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 不明					
	手帳	<input type="checkbox"/> あり () <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明					

【養護者の状況】

氏名		年齢	歳	続柄	
職業					
連絡先		電話			
特記事項					

【具体的な相談内容】

内容	<p>< ・誰から(家族や施設等具体的にわかれば明記) ・いつから ・頻度は ・どんな風に ・本人の意向 ・キーパーソン など ></p>
----	---

障害者虐待リスクアセスメントシート

	あてはまる場合には[]に○を記入し、該当するものを○印で囲む あてはまらない場合は×。情報が未収の場合は？。	関連情報、あるいは 強みや良い点を記入
基本項目	被虐待者は意思疎通が可能か？ [] できる ×の場合： ()	
最 重 度	① 当事者が保護を求めているか？ [] 被虐待者自身が保護を求めている () [] 虐待者が障害者の保護を求めている ()	
	② 当事者の訴える状況が差し迫ったものか？ [] 「殺される」「○○が怖い」「何も食べてない」等の訴えあり () [] 「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり () [] 性的虐待が疑われる ()	
	③ すでに重大な結果生じているか？ [] 例：頭部外傷（血腫 骨折） 腹部外傷 意識混濁 重度の褥瘡 重い脱水症状 脱水症状の繰り返し 栄養失調 全身衰弱 強い自殺念慮 その他 ()	
重 度	④ 今後重大な結果が生じるおそれの高い状態がみられるか？ [] 頭部打撲 顔面打撲・腫脹 不自然な内出血 やけど 刺し傷 極めて非衛生的 極端な怯え その他 ()	
	⑤ 繰り返されるおそれが高いか？ [] 習慣的な暴力 新旧の傷・あざ 入退院の繰り返し その他 () [] 虐待者の認識：虐待の自覚なし 認めたがらない 援助者との接触回避 () [] 虐待者の精神的不安定・判断力の低下 非現実的な認識 その他 ()	
中 度	⑥ 虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ [] 被虐待者への拒否的感情や態度 () [] 重い介護負担感 () [] 介護疲れ () [] 障害と介護に関する知識・技術不足 () [] 性格的問題（偏り）：衝動的 攻撃的 未熟性 支配的 依存的 その他 () [] 障害・疾患：知的障害 精神疾患 () 依存症 () その他 () [] 経済的問題：低所得 失業 借金 被虐待者への経済的依存 その他 ()	
軽 度	⑦ 虐待につながる家庭状況があるか？ [] 長期にわたる虐待者・被虐待者の不和の関係 () [] 虐待者・被虐待者の共依存関係 () [] 虐待者が暴力の被害者 () [] 虐待を抑制できる人が身近にいない（その他家族・親族が無関心） [] 住環境の悪さ：狭い 被虐待者の居室なし 非衛生的 その他 ()	

判断の目安：最重度：①～③に○がある場合→緊急保護の検討
 重度：①～③には○がないが、④と⑤に○→保護の検討、もしくは集中的援助
 中度：①～⑤には○がないが、⑥に○→集中的援助、もしくは防止のための保護の検討
 軽度：①～⑥には○がないが、⑦に○→継続的、総合的援助

コアメンバー会議録

担任	係長		

障害者本人氏名 _____

会議日時 _____

会議出席者	所属	氏名	所属	氏名

(1) 虐待事実の判断、緊急性の判断

虐待事実の判断	<input type="checkbox"/> 虐待の事実なし <input type="checkbox"/> 相談継続（どの機関で： <input type="checkbox"/> 相談終了 <input type="checkbox"/> 虐待の事実・疑いあり（受理） → <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	判断根拠：		
緊急性の判断	<input type="checkbox"/> 緊急分離の検討 <input type="checkbox"/> 継続的、総合的援助 <input type="checkbox"/> 事実確認を継続	緊急性判断に至った事実	リスクアセスメントシート結果 【 - 】	
緊急時の対応の方向性	<input type="checkbox"/> 契約による障害福祉サービスの利用（短期利用） <input type="checkbox"/> 契約による障害福祉サービスの利用（施設等入所） <input type="checkbox"/> やむを得ない事由等による措置（短期入所） <input type="checkbox"/> やむを得ない事由等による措置（施設等入所） <input type="checkbox"/> 医療機関への入院 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
やむ措置を利用する理由		後見等申立	<input type="checkbox"/> 有（氏名 _____） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 検討中	

(2) 情報収集・事実確認事項

項目	具体的な役割分担			
	どのように	担当者	期日	留意事項

(3) 個別ケース会議

開催予定日		参加メンバー（予定）	
-------	--	------------	--

参 考

状況整理票

代用できる帳票がある場合、
この様式を使用する必要はありません。

記入日： 年 月 日

記入者： _____

【主訴・相談の概要】

身体的虐待 性的虐待 心理的虐待 ネグレクト 経済的虐待

状況の
要約

本人の
状況・主訴

家族の
状況・主訴

関係者
主訴

参考

世帯状況票

代用できる帳票がある場合、この様式を使用する必要はありません。

記入日： 年 月 日

記入者：

フリガナ氏名	性別	男・女	生年月日	年 月 日	歳	居所	<input type="checkbox"/> 自宅	<input type="checkbox"/> 入所・入院	
現住所				電話番号等	(回線)(FAX)	(携帯)			
障害の状況	身体障害(手帳 級)(種類)			知的障害(手帳 A1 A2 B1 B2)					
	精神障害(手帳 級)			発達障害・難病・その他 (内容)					
支援区分	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 区分() <input type="checkbox"/> 申請中(申請日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請予定								
利用サービス	障害福祉サービス <input type="checkbox"/> 有 (内容・頻度)			<input type="checkbox"/> 無					
	その他サービス <input type="checkbox"/> 有 ()			相談支援事業所					
疾病・傷病									
受診状況	疾病名 ()	医療機関名 受診科目		主治医			頻度		
	疾病名 ()	医療機関名 受診科目		主治医			頻度		
成年後見等利用状況	<input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助 (氏名) <input type="checkbox"/> 申立中(申立人 <input type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 親族等)								
経済情報	収入額 月 万円 (内訳)	年金 級	生活保護 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	その他 ()					
	具体的な状況(本人の生活費や借金、金銭管理者等)								
生活歴 生活状況	【生活歴】			【家族状況】					
			名前	続柄	年齢	就労先	疾病・障害	特記事項	
【家族状況・シエノグラム】									
○=女性、◎=本人女性、●=死亡女性 □=男性、回=本人男性、■=死亡男性 ⇒=虐待の方向									

個別ケース会議録

(計画策定時)

担任	係長		

障害者本人氏名 _____

会議目的			計画日	R 年 月 日	時 分～時 分	リスク度	—
			評価日	—	時 分～時 分	リスク度	—
会議出席者	所属	氏名	所属	氏名	所属	氏名	
検討した項目							
検討内容見立て							
支援目標 (長期と短期と両方記入)		支援内容 (誰が、誰にいつまでに、どのようになど、状況に応じて記入)			達成状況 (評価時に記入)		
①					—		
②							
③							
④							
⑤							
対応が困難な課題 (残された課題)				次回開催予定日 (評価予定日)		—	

評価結果のまとめ
(新たな支援計画の必要性)

今後の対応	<input type="checkbox"/> 終結 <input type="checkbox"/> 相談継続 (どこの機関：) <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 虐待ケースとして継続支援

(計画評価時)

担任	係長		

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成23年法律第79号)

最終改正：平成28年6月3日法律第65号

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等（第七条—第十四条）

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等（第十五条—第二十条）

第四章 使用者による障害者虐待の防止等（第二十一条—第二十八条）

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等（第二十九条—第三十一条）

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター（第三十二条—第三十九条）

第七章 雑則（第四十条—第四十四条）

第八章 罰則（第四十五条・第四十六条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。

4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十六項に規定する移動支援事業、同条第二十七項

に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第二十八項 に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。

5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号 に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号 に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由な

く障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和三十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、

当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和三十二年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出るこ

とができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。（通報等を受けた場合の措置）

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 其他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 使用者による障害者虐待の防止等

（使用者による障害者虐待の防止等のための措置）

第二十一条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（使用者による障害者虐待に係る通報等）

第二十二条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通

報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十三条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第二十四条 都道府県は、第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第二十五条 市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三条の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

（報告を受けた場合の措置）

第二十六条 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

（船員に関する特例）

第二十七条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三条の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局が」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関が」と、「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）」とする。

（公表）

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者

虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

第二十九条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

第三十条 保育所等(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。))又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十一条 医療機関(医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。)の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

(市町村障害者虐待防止センター)

第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
- 三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(市町村障害者虐待防止センターの業務の委託)

第三十三条 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(市町村等における専門的に従事する職員の確保)

第三十四条 市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(市町村における連携協力体制の整備)

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(都道府県障害者権利擁護センター)

第三十六条 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理すること。

二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。

三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。

四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。

六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

第三十七条 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者（以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。）のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

第三十八条 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

第三十九条 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

第七章 雑則

(周知)

第四十条 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

第四十一条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第四十二条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二 又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第八章 罰則

第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

（調整規定）

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則 (平成二四年四月六日法律第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二八年六月三日法律第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令

(平成24年政令第244号)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項の政令で定める事業主は、障害者（同条第一項に規定する障害者をいう。）が船員職業安定法（昭和三十二年法律第百三十号）第六条第十二項に規定する派遣船員である場合において当該派遣船員に係る同条第十一項に規定する船員派遣の役務の提供を受ける事業主とする。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

(平成24年厚生労働省令第132号)

最終改正：平成30年3月22日厚生労働省令第28号

(法第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業)

第一条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第四項 に規定する厚生労働省令で定める事業は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二の二第一項 に規定する障害児通所支援事業又は同条第七項 に規定する障害児相談支援事業とする。

(市町村からの報告) **第二条** 市町村は、法第十六条第一項 の規定による通報又は同条第二項 の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第二条第七項 に規定する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（以下「障害者福祉施設従事者等による虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該障害者福祉施設従事者等による虐待に係る法第二条第四項 に規定する障害者福祉施設又は同項 に規定する障害福祉サービス事業等の事業所（以下「障害者福祉施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 一 障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を受けた又は受けたとと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第四項 に規定する障害支援区分をいう。以下同じ。）その他の心身の状況
- 三 障害者福祉施設従事者等による虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等（法第二条第四項 に規定する障害者福祉施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種
- 五 市町村が行った対応
- 六 障害者福祉施設従事者等による虐待が行われた障害者福祉施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

(都道府県知事による公表事項)

第三条 法第二十条 の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

(市町村からの通知)

第四条 市町村は、法第二十二条第一項 の規定による通報又は同条第二項 の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第二条第八項 に規定する使用者による障害者虐待（以下「使用者による虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

- 一 事業所の名称、所在地、業種及び規模
- 二 使用者による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者（以下「被虐待者」という。）の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害支援区分その他の心身の状況及び雇用形態
- 三 使用者による虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 使用者による虐待を行った使用者（法第二条第五項 に規定する使用者をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
- 五 市町村が行った対応
- 六 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容（都道府県からの報告）

第五条 都道府県は、法第二十二条第一項 の規定による通報、同条第二項 の規定による届出又は法第二十三条 の規定による通知を受け、当該通報、届出又は通知に係る事実の確認を行った結果、使用者による虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県労働局と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

- 一 事業所の名称、所在地、業種及び規模
- 二 被虐待者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害支援区分その他の心身の状況及び雇用形態
- 三 使用者による虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 使用者による虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
- 五 都道府県及び市町村が行った対応
- 六 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容（船員に関する特例）

第六条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による虐待に係る前条の規定の適用については、「都道府県労働局と」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関と」と、「当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」とする。
（厚生労働大臣による公表事項）

第七条 法第二十八条 の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 使用者による虐待があった事業所の業種及び規模
- 二 使用者による虐待を行った使用者と被虐待者との関係
（法第三十条 に規定する厚生労働省令で定める施設）

第八条 法第三十条 に規定する厚生労働省令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 一日に保育する乳幼児（児童福祉法第四条第一項第一号 に規定する乳児又は同項第二号 に規定する幼児をいう。以下同じ。）の数（次に掲げるものを除く。）が五人以下である施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの
- イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施

- する施設にあっては、当該労働者の監護する乳幼児の数
- 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあっては、当該労働者の監護する乳幼児の数
 - ハ 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の三十二の二第一項に規定する組合が当該組合の構成員の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は同項に規定する組合から委託を受けて当該組合の構成員の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあっては、当該構成員の監護する乳幼児の数
 - ニ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあっては、当該顧客の監護する乳幼児の数
 - ホ 設置者の四親等内の親族である乳幼児の数
 - ヘ 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業を行う施設にあっては、当該事業の対象となる乳幼児の数
 - ト 病児保育事業を行う施設にあっては、当該事業の対象となる乳幼児の数
- 二 半年を限度として臨時に設置される施設
 - 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設

身体障害者福祉法（抜粋）

（昭和24年法律第283号）

最終改正：平成30年法律第66号

第一節 定義

（身体障害者）

第四条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

第二節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置

（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）

第十八条 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス（同条第六項に規定する療養介護及び同条第十二項に規定する施設入所支援（以下この条において「療養介護等」という。）を除く。以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものを除く。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

2 市町村は、障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定医療機関」という。）にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。

（措置の受託義務）

第十八条の二 障害福祉サービス事業を行う者又は障害者支援施設等若しくは指定医療機関の設置者は、前条の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（措置の解除に係る説明等）

第十八条の三 市町村長は、第十七条の二第一項第三号又は第十八条の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

（行政手続法の適用除外）

第十九条 第十七条の二第一項第三号又は第十八条の措置を解除する処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

知的障害者福祉法（抜粋）

（昭和35年法律第37号）

最終改正：平成30年法律第66号

第二節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置

（障害福祉サービス）

第十五条の四 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス（同条第六項に規定する療養介護及び同条第十項に規定する施設入所支援（以下この条及び次条第一項第二号において「療養介護等」という。）を除く。以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものを除く。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

（障害者支援施設等への入所等の措置）

第十六条 市町村は、十八歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。

- 一 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。
 - 二 やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくはのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。
 - 三 知的障害者の更生援護を職親（知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。）に委託すること。
- 2** 市町村は、前項第二号又は第三号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

（措置の解除に係る説明等）

第十七条 市町村長は、第十五条の四又は前条第一項の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者又はその保護者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者又はその保護者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

（行政手続法の適用除外）

第十八条 第十五条の四又は第十六条第一項の措置を解除する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

川崎市障害者虐待防止対策事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号、以下「障害者虐待防止法」という。）に規定される障害者に対する虐待防止及び早期対応、養護者に対する適切な支援及び関係機関や民間団体との連携協力体制を整備について、必要な事項を定め、障害者及びその家族等が、安心して生活できるような地域環境の整備を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、障害者虐待防止法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、川崎市障害者相談支援センター事業（障害者相談支援事業）実施要綱による。

(事業主体)

第3条 本事業の実施主体は、川崎市とする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 養護者による虐待についての対応
- (2) 障害者福祉施設従事者等による虐待についての対応
- (3) 使用者による虐待についての対応
- (4) 専門的識者からの助言等

第2章 養護者による虐待についての対応

(相談窓口、通報・届出窓口)

第5条 前条第1号に掲げる事業は、区役所地域みまもり支援センター障害者支援担当部署、及び地区健康福祉ステーション障害者支援担当部署（以下「区障害者支援担当部署」という。）並びに相談支援センターにおいて行うものとする。

2 前項に規定する相談事業のうち、電話によるものについては、別途専門性を有する団体等に委託することができる。

3 障害者虐待に関する通報、届出については、区障害者支援担当部署及び相談支援センターにおいて、相談票（第1号様式）を作成し、相談支援センターは、作成した相談票により区障害者支援担当部署へ障害者虐待防止法第7条第1項に基づく通報を行うものとする。

4 障害者虐待防止法第32条第2項第1号による養護者による虐待についての通報、届出の受理は、区障害者支援担当部署にて行うこととし、別表1のとおりとする。

(コアメンバー会議の開催)

第6条 前条第3項による通報・届出がなされたときは、福祉事務所長が、基幹相談支援センター職員のほか、以下に掲げる者のうち必要と認める者により、コアメンバー会議を開催し、速やかにリスクアセスメントシート（第2号様式）を参考に、「生命又は身体に重大な危険が生

じる恐れがある」状況かどうか緊急度を判断するものとする。

- (1) 区障害者支援担当部署課長
- (2) 区障害者支援担当部署係長
- (3) 区障害者支援担当部署担当職員
- (4) 生活保護、高齢者支援担当部署等の担当者
- (5) 総合リハビリテーション推進センター職員
- (6) 地域相談支援センター職員
- (7) その他

2 コアメンバー会議において決定された事項は、出席者内での情報共有を図るとともに、区障害者支援担当部署において速やかにコアメンバー会議録（第3号様式）を作成し、福祉事務所長まで決裁を受けるものとする。

3 第1項の緊急性の判断により、危険と判断した際は、区障害者支援担当部署は、必要に応じ、障害者虐待防止法第11条により、被虐待障害者宅への立入調査を行うなど、状況の把握に努めるものとする。

4 前項に基づき立入調査権を行使する際は、立入調査票（第4号様式）を携帯することとする。

5 第3項に基づき立入調査権を行使する際は、必要に応じて、警察援助依頼書（第5号様式）により、警察に協力依頼を行うものとする。

（個別ケース会議の開催）

第7条 前条第1項による緊急度の判断により、早急に「生命又は身体に重大な危険が生じる恐れがある」ケースとまではいえず、虐待が疑われるようなケースについては、必要に応じ、なるべく早期に、区障害者支援担当部署が事務局となり、基幹相談支援センター職員のほか、次に掲げる者のうち、福祉事務所長が必要と認める者により、個別ケース会議の開催に努めるものとする。

- (1) 区障害者支援担当部署
- (2) 生活保護、高齢者関係部署等の担当者
- (3) 総合リハビリテーション推進センター職員
- (4) 地域相談支援センター職員
- (5) 障害福祉サービス提供事業所職員
- (6) その他

2 前項に基づき、開催する個別ケース会議においては、情報の共有に努め、支援計画を策定するとともに、その役割分担を行うなど、今後の対応の円滑な実施に向けた検討を行うものとする。

3 個別ケース会議で決定された支援計画、役割分担について、定期的に情報交換やモニタリングを実施し、必要に応じて、支援計画について再検討を行うものとする。

4 個別ケース会議において決定された事項は、出席者内での情報共有を図るとともに、区障害者支援担当部署において速やかに個別ケース会議録（第6号様式）を作成し、福祉事務所長まで決裁を受けるものとする。

(支援の検討)

第8条 障害者虐待に係る支援について、次に掲げる方策を例に、様々な角度から検討を行い、支援計画を策定するものとする。

- (1) 障害福祉サービスの利用
 - (2) 病院への入院、障害福祉施設への通所及び入所
 - (3) 家族への支援、家族間の調整
 - (4) 成年後見制度、日常生活自立支援事業の活用
- (措置)

第9条 障害者虐待防止法第9条第2項の規定により、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者及び知的障害者福祉法にいう知的障害者以外の障害者を、身体障害者又は知的障害者とみなすにあたっては、コアメンバー会議又は個別ケース会議での検討を経て行うものとし、各会議録の中でその検討経過を記載するとともに、福祉事務所長の決裁を受けて決定するものとする。

第3章 障害者福祉施設従事者等による虐待についての対応

(通報及び調査)

第10条 第4条第2号に掲げる事業は、健康福祉局障害保健福祉部において行うものとする。

- 2 前項に規定する相談事業のうち、電話によるものについては、別途専門性を有する団体等に委託することができる。
- 3 障害者虐待に関する通報、届出については、健康福祉局障害保健福祉部、区障害者支援担当部署及び相談支援センターにおいて、相談票(第1号様式)を作成し、区障害者支援担当部署及び支援センターは、作成した相談票により健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課(以下、「障害者施設指導課」という。)へ送付するものとする。
- 4 障害者虐待防止法第16条第1項による通報又は同条第2項による届出の受理は、障害者施設指導課を通じて各施設種別による施設所管課(以下、「施設所管課」という。)にて行うこととし、別表2のとおりとする。
- 5 前項による通報、届出を受けた施設所管課は、障害者福祉施設等の協力の下、当該通報、届出に係る事実確認等の調査を行い、迅速かつ適切な対応を講じるものとする。

(コアメンバー会議の開催)

第11条 前条第3項による通報・届出がなされたときは、健康福祉局障害保健福祉部長が、以下に掲げる者のうち必要と認める者により、コアメンバー会議を開催し、対応方針を協議するものとする。

- (1) 健康福祉局障害保健福祉部管理職
- (2) 健康福祉局障害保健福祉部施設所管課係長
- (3) 健康福祉局障害保健福祉部施設所管課職員
- (4) 総合リハビリテーション推進センター職員

(5) その他

2 コアメンバー会議において決定された事項は、出席者内での情報共有を図るとともに、施設所管課において速やかにコアメンバー会議録（第3号様式）を作成し、健康福祉局障害保健福祉部長まで決裁を受けるものとする。

（権限行使、神奈川県への報告）

第12条 施設所管課は、前条による通報、届出に基づき、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実を確認した事例については、関係機関と連携の上、社会福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による必要な権限を行使する。

2 前項に掲げる事例について、障害者虐待防止法第20条に規定により都道府県知事が公表する際の手続は、神奈川県が定める取扱要領によるものとする。

第4章 使用者による虐待についての対応

（通報及び調査）

第13条 第4条第3号に掲げる相談事業は、健康福祉局障害保健福祉部障害計画課（以下、「障害計画課」という。）において行うものとする。

2 前項に規定する相談事業のうち、電話によるものについては、別途専門性を有する団体等に委託することができる。

3 障害者虐待に関する通報、届出については、障害計画課、区障害者支援担当部署及び支援センターにおいて、相談票（第1号様式）を作成し、区障害者支援担当部署及び相談支援センターは、作成した相談票により障害計画課へ送付するものとする。

4 障害者虐待防止法第22条第1項による通報又は同条第2項による届出の受理は、障害計画課にて行うこととし、別表3のとおりとする。

5 前項による通報、届出を受けた障害計画課は、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の協力の下、当該通報、届出に係る事実確認等の調査を行い、迅速かつ適切な対応を講じるものとする。

（コアメンバー会議の開催）

第14条 前条第3項による通報・届出がなされたときは、健康福祉局障害保健福祉部長が、以下に掲げる者のうち必要と認める者により、コアメンバー会議を開催し、対応方針を協議するものとする。

(1) 健康福祉局障害保健福祉部管理職

(2) 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課障害者虐待防止法所管係長

(3) 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課障害者虐待防止法所管係職員

(4) 総合リハビリテーション推進センター職員

(5) その他

2 コアメンバー会議において決定された事項は、出席者内での情報共有を図るとともに、障害計画課において速やかにコアメンバー会議録（第3号様式）を作成し、健康福祉局障害保健福祉部長まで決裁を受けるものとする。

（権限行使、神奈川県への報告）

第15条 障害計画課は、前条による通報、届出を受けたときは、障害者虐待防止法第23条の規定により速やかに、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県に通知するものとする。

第5章 その他

(守秘義務)

第16条 コアメンバー会議及び個別ケース会議においては、生命・身体の保護に必要なケースで本人の同意を得ることが困難であるかどうかを各会議の招集者が判断し、必要に応じて、個人情報を経済資料として提供することとする。ただし、会議終了後、適宜、回収することとし、会議において知りえた個人の情報については、他に漏らさないものとする。

2 コアメンバー会議及び個別ケース会議の構成員は、その会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他の事項)

第17条 この要綱の施行について必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

別表1（第5条関係）

養護者による障害者虐待の通報・届出窓口	
1	川崎区役所地域みまもり支援センター障害者支援担当部署
2	大師地区健康福祉ステーション（精神障害を除く）
3	田島地区健康福祉ステーション（精神障害を除く）
4	幸区役所地域みまもり支援センター障害者支援担当部署
5	中原区役所地域みまもり支援センター障害者支援担当部署
6	高津区役所地域みまもり支援センター障害者支援担当部署
7	宮前区役所地域みまもり支援センター障害者支援担当部署
8	多摩区役所地域みまもり支援センター障害者支援担当部署
9	麻生区役所地域みまもり支援センター障害者支援担当部署

別表2（第10条関係）

障害者福祉施設従事者による障害者虐待の通報・届出窓口		
1	健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課	障害者支援施設、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業及び特定相談支援事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、福祉ホームを運営する事業
2	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課	移動支援事業
3	健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	地域活動支援センターを運営する事業（B・C・D型）
4	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課	地域活動支援センターを運営する事業（A型）

別表3（第13条関係）

使用者による障害者虐待の通報・届出窓口	
1	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

川崎市やむを得ない事由による措置を行った場合の取り扱い要綱

(通則)

第1条 身体障害者福祉法第18条第1項及び第2項、知的障害者福祉法第15条の4及び同法第16条第2号の規定によるやむを得ない措置（以下「やむを得ない措置」という。）を実施する場合は、身体障害者福祉法、同施行令、同施行規則、川崎市身体障害者福祉法施行細則、知的障害者福祉法、同施行令、同施行規則、川崎市知的障害者福祉法施行細則及び川崎市児童福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の規定による障害福祉サービス等の措置に係る費用の徴収に関する規則の規定による他、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、やむを得ない措置を実施する場合における必要な事項を定め、身体障害者及び知的障害者の権利擁護及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 やむを得ない措置の実施における対象者は次のとおりとする。

- (1) 本人の意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない等の理由により、介護給付費等の支給申請、又は指定障害福祉サービス事業者との契約ができない者
- (2) 家族等の養護者から虐待を受け、当該養護者による虐待から保護される必要があると認められる者
- (3) その他、福祉事務所長が必要と認める者

(収入の申告)

第4条 措置の対象となる者は福祉事務所長が指定する拳証資料を添付のうえ収入申告書（第1号様式）を提出しなければならない。なお、収入申告書の提出ができないと福祉事務所長が認めるときはこの限りではない。

(支弁基準)

第5条 川崎市身体障害者福祉法施行細則第19条及び知的障害者福祉法施行細則第12条に規定する別に定める支弁基準は、「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取り扱いについて」（平成18年11月17日障障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）（以下「厚生労働省課長通知」という。）に、川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準の定めに基づいて算出した額を合算した額を支払うこととする。

(徴収基準)

第6条 川崎市児童福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の規定による障害福祉サービス等の措置に係る費用の徴収に関する規則第2条に規定する別に定める基準は、厚生労働省課長通知によることとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

参考資料

- 市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き：令和2年10月 厚生労働省
- 障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き：令和2年10月 厚生労働省
- 障害者虐待防止法に関するQ&Aについて：平成24年11月21日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室発出通知
- 障害者虐待防止マニュアル：平成21年 NPO法人P and A-J
- 障害者虐待防止法活用ハンドブック：平成24年 日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会
- さいたま市障害者相談支援指針：平成30年 さいたま市
- 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者の支援について：平成30年3月 厚生労働省
- 市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き：平成23年 社団法人 日本社会福祉士会
- 川崎市高齢者虐待対応マニュアル：平成29年3月 川崎市
- 子ども虐待対応の手引き：平成25年8月 厚生労働省

川崎市障害者虐待対応マニュアル
【Ver.3.0】

(お問い合わせ先)

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

電話：044-200-0871

FAX：044-200-3932

E mail：40syokei@city.kawasaki.jp
